

平成23年第2回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年6月14日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

2番 藤川 豊治	3番 森本 節弘
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
教育長 板野 正	総務部長 遠度 重雄
市民部長 井内 俊助	健康福祉部長 松永 恭二
産業経済部長 田村 豊	建設部長 坂東 博
教育次長 西村 賢司	総務部次長 出口 芳博
総務部次長 町田 寿人	市民部次長 石川 春義
健康福祉部次長 林 正二	産業経済部次長 天満 仁
建設部次長 新居 正和	吉野支所長 井上 邦宏
土成支所長 渋谷 一二	市場支所長 竹中 陽子
会計管理者 福原 和代	財政課長 坂東 重夫
水道課長 大川 広幸	農業委員会局長 森本 浩幸

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局主査 古 川 秀 樹

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

日程第2 議案第72号から議案第77号まで

(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（吉田 正君） ただいまの出席議員数は18名で定足数に達しております。議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（吉田 正君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、4番江澤信明君の一般質問を許可いたします。

江澤信明君。

○4番（江澤信明君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、江澤信明、6月議会の一般質問をさせていただきます。

傍聴の席にたくさんお見えになっておられますので、元氣よく質問をしますので、理事者側は明確な答弁をお願い申し上げます。

質問に入る前に、このたびの東日本大震災により被災された皆様及び関係者の方々に対し心よりお見舞い申し上げます。そして、被害に遭われた地域の日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、私今回の一般質問は4つ通告してあります。1つは副市長の阿波市に対しての印象、2つ、給食センターについて、3つ、子宮頸がんについて、4つ、災害時のインフラ確保について、この4つを通告してありますので、順番に質問させていただきます。

それでは、副市長に質問させていただきます。

森本副市長は、県の現職から阿波市副市長に就任して、もうはや約2カ月がたとうとしております。その間、職員の対話、そしてまた市のさまざまな施設を訪問し、そのまた職員との対話を精力的に行っているように見受けられますが、阿波市の現状把握と印象、また職務に対する抱負をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 森本副市長。

○副市長（森本哲生君） おはようございます。

ただいまの江澤議員からのご質問、阿波市の現状把握なり印象、あるいは職務に対する抱負といったことでございます。お答えさせていただきます。

去る5月1日付で副市長に選任されまして、2日に着任いたしますとともに阿波市民の一人として生活を始めまして、約1カ月半が経過したところでございます。この間、できる限り現場を訪ねまして、また職員との対話を重ねていこうと考えておりましたけれども、なかなか思うに任せず、特に支所に勤務している職員との対話というのがまだまだ十分とは言えないところでございます。

次に、阿波市についての印象でございます。

少し羅列ぎみになりますけれども、ご容赦いただきたいと思いますが、阿讃山脈を背に吉野川を臨み、豊かな土壌に恵まれた平野部が広がり、気候温暖、災害の少ない土地柄、あるいはレタスやなすなどの高品質な農産物の山地といったこととあわせまして、まずもって何よりも人と人との結びつき、きずなといったものがだんだん希薄になってきているといわれる昨今、阿波市では3世代、4世代が仲よく暮らす風景っていうのも珍しくなく、これまで家族あるいは地域が果たしてきました役割、こうしたものが引き続きしっかりと果たされていると、そんなふうにお聞きしておるところでございます。一言で言いますと、緑豊かで人情あふれる町、こうしたことを実感しているところでございます。

次に、阿波市の現状把握といったことでございます。

平成17年4月に、全国的にも数少ない郡を越えた合併によりまして阿波市が誕生して以来、これまでの6年間で市としての大きな方向性、こうしたものが確立され、いわば土台づくりを終えまして、いよいよこれからその具体化、発展に向かう非常に大事な時期、昨日の市長答弁では胸突き八丁とかあるいは土俵際という市長独特の表現がございましたけれども、非常に大事な時期であるというふうには認識いたしております。

したがいまして、市長が選挙時に掲げました市民の皆様へのお約束、あるいはまた市政運営の指針となりますわたしの阿波未来プラン、第1次阿波市総合計画、こうしたものに基づきまして、一部事務組合等の業務を含めましてですけれども、これまでの行政経験を生かしまして「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間阿波市」、この実現に向け、野崎市長のもと誠心誠意努めてまいりたいと考えております。いささか抽象的な表現になりましたけれども、ご答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 森本副市長におかれましては、このたびの議会が初めての議会でございます。それでまた、この議会中継にもおいて初めての中継でございまして、市民に対してすばらしい副市長が就任されたということをお示しできること、心よりお喜び申し

上げます。そしてまた、この阿波市を緑豊かな人情細やかなすばらしい町だという印象を持っていただきまして、そしてまた職務に対してこれから野崎市長を助けて誠心誠意職務に邁進していくという決意をいただきました。今後とも、任期いっぱい一生懸命に頑張ってくださいますよう心からお願い申し上げます。

それでは、2つ目の給食センター建設についてでございます。

新たに予定している給食センターは、切幡古田地区に建設予定の新庁舎と同じ敷地内に計画しております。用地取得に際しては、必ず事業認可が必要でございます。庁舎及び交流、防災施設は、先日開催されました議会全員協議会において5月27日に県に対し事業認可を受けるための事前書類を提出いたしました。9月ごろ、認可に向けて基本設計の工程表を発表いたしました。しかし、同じ敷地内に建設予定の給食センターの事業認可の工程表は明らかになってはおりません。恐らく準備は進んでいると思いますが、いつごろ県に対して提出し、また今後いつぐらいをめどに認可に受けるつもりでおるか、その工程表をお聞きしたいと思っております。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） 4番江澤議員のご質問にお答えしたいと思います。

給食センターの建設について、また事業認定の進みぐあいと今後の工程表はというご質問でございますけれども、学校給食施設の統合によります給食センターの建設事業につきましては、平成27年度からの給食の実施に向けて計画をいたしております。

まず、事業認定を受けるために、本年5月に阿波市給食センター事業認定申請図書作成業務というものをコンサルタントに委託いたしまして、11月中に事業認定を取得できますよう進めております。また、用地取得につきましても、庁舎等の用地取得と時期を合わせるよう調整いたしまして、今年度中の取得ができますよう進めたいと考えております。

それから、今後の施設建設に向けての予定といたしましては、本年の23年度に基本的な計画の策定と事業認定の取得、それから24年度には実施設計書の作成、25年度には建設工事に着手いたしまして、26年度で工事の竣工、そして新施設での職員の調理研修を行いたい。それで、27年度の当初から給食を開始したいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 今答弁では、事業認可の書類をコンサルにお願いしておると。そ

してまた、今年度23年度中に認定をお受けして24年度に実施設計、25年度に工事着手というふうにお答えをいただきました。

26年度末にすべて工事を完了し、27年度4月供用開始の予定でございますので、事務事業がおくれないように、そしてまた用地取得が庁舎とともにスムーズに進めるようにお願い申し上げます。詳しくは、また文教厚生委員会で審議したいと思っております。

それと、それに伴いまして旧の吉野町、土成町が参加しております板野郡西部学校給食組合からの脱退についてでございますが、幹事会を立ち上げてその都度協議しておりますが、ことしはいつぐらい開催されて何回ぐらい開く予定か。幹事会で組合解散について、具体的なその内容を詰めていただかなければ組合議会にかけれないと思いますので、そのあたりを教育委員会の担当者の方々にちょっとお聞きいたします。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） 江澤議員の再問で、給食組合からの脱退についてということでございますけれども、ご質問のように土成町と吉野町の小学校、中学校の給食は板野郡西部学校給食センターで行っております。阿波市の給食を統合するに当たりまして、この板野郡西部学校給食組合からの脱退に向けての協議は大変重要だと考えております。この脱退に向けての協議の現在までの経過でございますが、平成22年度に3回の幹事会を開催いたしております。特に、8月の第2回の幹事会におきまして、阿波市の要望事項を2項目出して協議を行っております。

その1点目といたしましては、阿波市給食センター建設による脱退の期日は平成26年度末であるということでありまして、2点目につきましては、脱退に向けたさまざまな事務事業を洗い出し問題等を検討するという、この2点を協議の中で出しております。

また、以上のことを踏まえまして、これらの事務事業を洗い出す幹事会の下部組織といたしまして幹事会作業部会というのを昨年の11月に立ち上げております。今後は、平成26年度末までの脱退に向けまして、作業部会で一日も早く必要な協議を進め、幹事会で調整しまして組合議会に諮っていくというふうな予定にいたしております。具体的には、この後、来月7月に幹事会を開催することが決定いたしております。脱退の期日は平成26年度末ですが、一日も早いスムーズな移行ができますよう協議を進めたと思っておりますので、議員各位にもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 今の答弁で、幹事会を昨年度は3回、特に8月には脱退の期日を申し入れたと。そしてまた、事務事業を洗い直すと。それで、そのときにまたその幹事会の下部組織として作業部会を設けて、今までの板野学校給食組合の財産、それとかいろんな施設をどうするのかというふうなことを詰めていくということをお聞きしました。それで、また来月に幹事会を開くということですので、まずこの阿波市の学校給食組合からの脱退におきましては、相手方の板野郡の上板町、そしてまた板野町の議会の同意も得なければならないと思いますので、なるべく早く作業部会を前へ進めて、またあと組合議会でも協議をしなければならないのでございますので、細部まで漏れなく協議して我々とともにその26年度末の脱会に向けてスムーズに事務事業が進行されますようお願い申し上げます。これは再問はございません。

それと、3つ目の質問でございますが、子宮頸がんについてでございます。

東日本大震災のときに、テレビにおいて仁科亜季子さん親子の子宮頸がんのテレビコマーシャル、多く流れて物議を醸しましたが、子宮頸がんのことを多くの人々に知ってもらうのに、そしてまたその啓発には大変役立ったと思っております。

昨年から国の補助金もあり、阿波市でも子宮頸がんのワクチン接種の助成制度が始まっております。昨年度は、ワクチン不足ですべての対象者が接種を受けることができませんでした。そこで、期限をことし9月まで延期して、昨年度高校1年、ことし高校2年生の子も接種をしていただけるようになっております。

そこで、改めて担当部にお聞きしますが、助成制度の内容と阿波市では対象人数が何人かと、そしてまた今までに接種されている人数は何人ですか。それと、ことし9月まで期限延長をしておりますが、そのことをどのようにその対象者、父兄に対してお知らせしているのかということをお聞きします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） おはようございます。

4番江澤議員からのご質問の子宮頸がんについて、お答えを申し上げます。

1点目に、助成制度の経過報告ということであります。

子宮頸がんにつきましては、HPV、ヒトパピローマウイルスに感染すると、1,000人に1人から3人ががんになると言われています。このがんは、ワクチン接種により感染を防ぐことができます。ワクチン接種につきましては、10代前半にワクチンを接種すると効果があると言われています。接種回数は3回接種で、1回目接種から1カ月後に2

回目、1回接種した6カ月後に3回目の接種をすることになります。

議員ご指摘の市の助成制度の経過といたしましては、平成22年10月から県の補助、補助率2分の1ですけれども、受けまして、中学3年生女子を対象に接種を開始いたしました。その後、平成23年1月からは国の補助を受け、補助率2分の1は変わりません、中学1年生から高校1年生女子を対象者を拡大し接種を実施しております。

子宮頸がんワクチン接種につきましては、接種対象範囲が拡大したということもありまして、全国的にワクチン不足が生じまして、1月から3月までの間、接種制限が行われていました。今後、ワクチンは夏以降に確保できるようになるという見通しで聞いております。その救済措置といたしますか、平成22年度に高校1年生でワクチン不足のため接種ができなかった人、ことしの9月までに1回以上接種を受けた場合は来年3月まで助成の対象となるように延長されています。

次に、阿波市の助成対象者ですけれども、平成23年4月末現在で中学1年生から高校2年生の者となり、該当者数は923人です。平成22年度の接種者数につきましては、平成23年3月末で該当者数が730人、接種者数が425人です。接種率につきましては58.2%になっています。

また、周知についてですけれども、対象になったときには個人通知を行っております。今回のワクチン不足による延長などは、広報阿波5月号、ACN、また阿波市ホームページに掲載をして周知をしているところです。

以上です。お答えとします。

○議長（吉田 正君） エダザワ信明君。

○4番（江澤信明君） 今の内容でございますが、先ほど私申しましたが、全国的にワクチン不足になっておりまして、去年は中学校3年生を優先的に接種されて、また対象者が923人で、接種されとる方が425人、58.2%ということでございます。

子宮頸がんは、ワクチン接種をすれば防げるのでございます。先ほどの答弁で、接種されてない方がまだたくさんおられます。接種には子供さん1人で病院に行くのではなく、またほとんどの方がお母さんと一緒に病院に行っていると思っております。ワクチン接種は、先ほども部長の答弁でございましたように3回必要でございますので、親御さんの負担も大変ですが、ぜひとも親御さんのご理解を願って、子供のためにワクチン接種の助成制度を最大限に利用していただけるようお願い申し上げます。

それと、先ほどの答弁で、広報阿波5月号でお知らせしている、そしてまたホームペー

ジでもお知らせしているということでございますが、各家庭にお配りしている広報をすべての方が1ページから最後まで見ていただければそれが広報としては十分役立っておると思いますが、今のお答えにもあったように58%ぐらいしか受けてないということはまだ十分この助成制度を知らないということでございまして、できれば担当課の方は学校現場とこのことについて十分協議していただきましてご父兄にお知らせしてはどうでしょうか。また、学校現場もそのことについて十分父兄にご通知をしていただくということで、そういうふうなことをすればどうだろうか。

また、ことしはワクチン不足のために去年高校1年、ことし高校2年まで接種をできません。しかし、対象外のことし高校3年の方は自己負担で3回接種されますと約5万円ほど必要となっております。年子の姉妹を持っておられる親御さんから、下の妹は助成制度が受けれると、上の姉ちゃんは助成制度が受けれないと。そういうふうなことがあって何とかならないかというふうな相談もございましたが、他の町村で助成制度の対象年齢を引き上げているところもございます。高校3年まで引き上げているところもございますが、阿波市もこのように高校3年まで引き上げたらどうなというふうなことを検討していただきたい。そしてまた、その引き上げた場合は対象者が何人ぐらいふえるかと。また、財政的にどれぐらい阿波市が負担するのかということをお聞きいたします。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 江澤議員の再問で、1点目は周知につきまして。これはまた教育委員会ともご相談申し上げまして、学校現場でも周知できるように努めたいと思います。

それと、2点目の高校3年生で制度を拡大したらということですが、該当者数が187名、接種費用が大体市単で897万6,000円という概算になります。

それで、今後をどうするということですが、1点目に現在ワクチンの確保が難しいということがあります。2点目に、国、県の助成、補助がないということであります。議員のご質問ですけれども、今後の制度拡大についてちょっと動向を見たいというふうに、その後の検討とさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（吉田 正君） エダザワ信明君。

○4番（江澤信明君） 今の部長の答弁でございます。

学校現場とよく協議して、学校現場のほうからご父兄に通知をお知らせをしていただく

というふうな検討をするということ。それからまた、年齢引き上げた場合どうかということをお尋ねいたしました。対象が187人で897万円だということでございます。ぜひとも、これを市当局、ワクチンの確保が難しいということもございますが、これは一つの検討課題としてよく財政課と協議しましてどうするのかというふうな結論を、この延長が9月まででございますので、その辺を含めて協議していただきたいと思っております。

それと、今の制度がことしの9月まで対象者が高校2年生の方々が受けれます。それで、その間に1回でも受けとったら次の2回、3回も受けれますので、この9月までに1回を受けていただきますように、よくお知らせしていただきたい。

そしてまた、市長には、婦人会のいろんな会合、セミナー、そしてまた老人会の方々、お話とかあらゆる会合に出るときに、こういうふうな子宮頸がんの助成制度がありますよと。お子さん、お孫さんで、このワクチン接種をしてないのであれば、ぜひともこの助成制度を利用してワクチン接種をしていただきたいというふうに呼びかけていただけるかどうか。それからまた、この呼びかけが将来の医療費削減にも大変役立つと思いますので、市長、どうでしょうか。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 江澤議員からは子宮頸がんの恐らく接種率の向上というのが質問のねらいかと思えます。

いろいろ広報とかACNのテレビ、あるいはいろんな方法で周知はしておるんですが、なかなか広報、見てもらえない。教育現場においても、教育長を通じまして学校の校長会等々、接種の時期っていうのが決まっていますので、そのあたりを積極的に周知したいと思っています。

特に子宮頸がんの場合、ワクチンでがんが予防できるっていうのはこれしかないと思うんですね。そのあたりも十分に周知しながら、積極的な周知に努めたいと思います。

それからもう一点、私の場合本当に婦人会とか女性団体の会にも随分出席します。特に、子供さん、恐らく孫さんですよ。孫さんの10代の前半の方を持っているお年寄りの方、高齢の方ありますね。特に、この間をご理解願うとともに周知を徹底していきたいと考えております。傍聴の方も、随分お孫さんといったら失礼なんですけど、お子様がいると思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） エダザワ信明君。

○4番（江澤信明君） 市長にもお願いしてあります。とにかく、まだワクチン接種を受けている方が6割にも満たないというふうな現状でございますので、もうとにかくこのがんというのはワクチンを受けておけば防げるのでございますので、どうか市民の皆さん方に対してもこの制度を利用していただきますようお願い申し上げます。

それとまた、年齢引き上げについても、財政当局と踏まえて理事者側は検討をしていただきたいと思っております。

それで、次に4番目の災害時のインフラ確保についてでございます。

1つは、幹線道路と橋梁耐震診断後の経過報告、2つは非常用電源の用意、また避雷対策は。それで、3つ目は水道施設の耐震化、4つ目は非常用食料の備蓄と備品の備蓄状況ということでございます。

1番の幹線道路の確保と橋梁診断後の経過報告をということでございますが、阿波市には東西の幹線は鳴池、それと農免道路しかありません。災害時の幹線確保の計画はどのように立てているのかということ、それとまた私どもが早期にお願いしている吉野川の堤上線と船戸切幡線、これが1つの将来の幹線になるんだと思いますが、どのように取り組んでいるのかと。それと、橋梁の耐震診断は何カ所ぐらいなされて、そしてその結果はどうだったのかと。そして、何カ所ぐらい補強したのかということ。

それと、2つ目の非常電源の用意はということで、阿波市には災害時の非常時に避難箇所も多く公共施設を指定しておりますが、停電に備えて発電機をどのような施設に何台備えているのか。また、落雷によりコンピューター等の電子機器の事故に対しどのような避雷対策をしているのかと。

それと、3つ目の水道施設の耐震化は、水道本管の耐震比率はどれぐらいであるのかということ、阿波市には古い配水池がたくさんありますが、耐震性がある配水はどのような施設があるのかと。また、水源施設、旧町に1カ所ずつでも、2カ所あるところもありますが、現状は耐震がどのようにできているのかと。

それと、4つ目の非常用食料と備蓄でございますが、東日本大震災の避難施設におられる被災者の状況を見ておりますと、常日ごろからの備えがいかに大切かということを感じております。

そこで、阿波市にどの施設にどれだけの非常用食料、それでまたどのような備品を備蓄しているのかと、この4つをお聞きいたします。

（17番 原田定信君 出席 午前10時35分）

○議長（吉田 正君） 坂東建設部長。

○建設部長（坂東 博君） それでは、4番の江澤議員の災害時のインフラ確保について、①の幹線道路確保と橋梁耐震後の経過報告を求められておりますのでお答えします。

まず、幹線道路の確保ということでございますが、災害時の幹線道路の確保としましては、市内建設業者などの80社が参加しております災害対策会と協定を締結し、当初は19年に締結をしておりましたが、本年6月1日に改めて締結の更新を行い、災害時に市が管理する道路、河川などの施設の機能回復のため災害応急工事を実施するということになっております。そういうことで、災害時、今どこに災害が起こるかわからないというふうな東日本の災害を見ますと、阿波市に置きかえても想像を絶する災害ではないかというふうに考えております。消防はもちろんのこと、警察、県と連携を密にし、作業がスムーズに行えるようにしたいと考えております。

次に、堤上線、県道香美吉野線につきましては、22年度に県土整備部と計画と計画の進捗状況の協議を行いました。本年度につきましては、国交省が漏水対策工事中でもあり、現在道路管理者の県土整備部と河川の管理者である国土交通省との今協議中であります。協議が終わりましたら、国、県、市との3者協議に移るような予定になっております。

また、船戸切幡上板線につきましては、土成バイパスに道路特殊改良事業費として1,800万円、緊急地方道路整備事業として6,000万円、続けてそれと県単事業として1,800万円の予算が計上されております。堤上線とこの船戸切幡線につきましては、6月23日に県と詳しく詳細について協議、打ち合わせをすることになっておりますので、その後にまたお示しができるものと思っております。

次に、橋梁に関しましては、平成20年度、21年度で現在把握、管理している市内の道路橋682橋の橋梁点検を実施しました。15メートル以上が99橋、15メートル未満が583橋で、調査費は全体で2,850万円となっております。平成22年度では、橋梁点検の資料をもとに、阿波市橋梁長寿命化検討委員会において対象橋梁となった185橋、15メートル以上が99橋で、15メートル未満が86橋。これは重要路線にかかっている橋梁も含んでおります、の橋梁を長寿命化修繕計画を策定しました。長寿命化の修繕計画の策定は、道路ネットワークの安全性、信頼性の確保を行い、従来の悪くなってから修繕をする管理から定期的に点検を実施し、損傷が小さいうちに計画的に修繕を行う管理へともう移行しております。橋の長寿命化を図るとともに、市民の皆さんが生活する

上での道路交通の安全を目的としております。

また、長寿命化修繕計画を行うことにより、今後増大が見込まれる橋梁の修繕、かけかえに要する経費に対し、コストの縮減、予算の平準化を行います。今後の修繕工事及び耐震工事の計画といたしましては、長寿命化修繕計画に基づき本年度国のほうに予算要望を行い、24年度から事業を実施する計画でございます。

なお、現在までの橋梁修繕の状況ということでございます。

橋梁の修繕の耐震工事の状況につきましては、実例といたしまして阿波町の中央東西線にかかる中大久保谷橋、延長58メートル、それと伊沢谷橋、延長が112メートル、土成町南原線にかかる高尾橋、延長が55メートル、それと佐古谷1号のこれは小さいんですが修繕を完了しております。今後の修繕、耐震については、大体8億円程度が必要じゃないかというふうに見込まれております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 江澤議員の非常用電源の用意は、また避雷対策は、について答弁させていただきます。

現在、市役所庁舎及び支所には自家発電装置等の非常用電源設備はありませんが、防災用として発電機を本庁、支所に各1台備えております。また、別に土成支所には7台備えております。計11台となっております。

避雷対策としましては、市役所庁舎や各支所等には屋上に避雷針が設置されております。また、全庁的なコンピューターを管理している電算室においては、雷による電源の一時停止、電圧等の急激な変化に対するセキュリティー対策を講じておりますが、万全を期すには至っておりません。

続きまして、順番は違いますが4点目についても一緒に答弁させていただきます。

4点目の非常用食料と備品の備蓄についてでございますが、災害後住居の被害等による避難者や在宅避難者においては、生活を維持していくために必要な物資が被害を受け物資の確保が困難になった場合でも、基本的な生活物資は確保されなければなりません。

現在、阿波市において協定等を含め確保している備蓄品の状況は、まず飲料水については市内17カ所に災害用自販機、地域貢献型自販機というものですが、設置されております。この自販機は、設置者の四国コカ・コーラボトリング株式会社と平成18年度に災害時における救援物資提供に関する協定を締結し、災害時に給水が必要な場合には自販機内

から必要本数を無償で取り出せるという内容になっております。その確保本数は、常時400本程度を自販機内に確保してもらっております。17カ所掛ける約400本で約6,800本となります。これは、缶1本250ミリリットルと換算しますと6,800本、それに掛ける0.25リットルで1,700リットルというような形になります。

また、そのほかに水を保管するために、消費能力1時間当たり800リットルの浄水器1基を保有しております。市内の必要な箇所へ軽トラック等で運搬しプール等の水を浄化し、飲料水にも利用可能ですが、災害時の生活用水等で利用することとしております。これに加え、県がコカ・コーラボトリング社と協定を結んでおります。この協定により、阿波市へは、近隣では同社徳島支店石井営業所から有償により飲料水の配達を受けられることになっております。

また、水道課におきましては、給水パックを阿波市、吉野川市で確保分を含めまして10リットルパックを200枚、20リットルパックを300枚、6リットルパックを600枚、計1,100枚確保しております。拠点給水方式や災害が僅少の場合は運搬給水方式で対応することとしております。

食料につきましては乾パンを288缶を確保していますが、市単独で食料の確保は困難と認められる場合は、県に対して食料の供給を要請することとなっております。

次に、毛布は354枚、敷きマットは150枚、トイレ用収納袋は500枚。先ほども申しましたが、発電機については11台です。投光器は9台、6人乗りゴムボートは5槽、ライフジャケットは52枚、ヘッドライトは69台、かまどは約100合炊き2セット、テントは計35張りを準備しております。

あわせて、今年度の広報阿波5月号でも、市民の皆様には3日間生活できる食料の備蓄を呼びかけしております。また、市内広範囲の災害により避難場所等への移動が困難な地区や今回の東日本大震災時に見られるように避難せずに自宅周辺で共同生活をする方のためには、自主防災組織にかまどや簡易浄水器、毛布等、必要な物の一部を市から自主防災組織への資機材貸与物表の中から選んでいただき、その地区の実情に合わせたものを配備してもらっております。

なお、物資によってはまだまだ足りない物がありますので、各旧町の備蓄対象人員を考慮し、各関係課とも協議しながら年次的に購入や業者との協定によりできるだけ調達できるよう努めてまいりたいと思っております。

また、災害時には、自助、共助、公助のうち、最も重要な部分である自助、共助が十分

機能をするために、自主防災組織の結成や活動等を補助し、昨年も実施した総合防災訓練のような地域と一体になった防災訓練を毎年実施し、市民の安全・安心のため、防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 江澤議員の災害時のインフラ確保について、3番目の水道施設の耐震化はというご質問でございます。

平成21年度に阿波市水道ビジョンを策定し、その中で市内各水道施設について耐震化の進捗状況、また診断結果等を公表しているところでございます。引用いたしますと、これにつきましては基幹管路でございます。150ミリ以上の基幹管路、総延長約95キロで耐震適合管は13.56キロとなっております。耐震適合割合は14.28%と低い割合でございますが、今後順次向上を進めてまいります。ちなみに、県下の平均でございますが、18.38%となっております。

次に、水道施設の耐震1次診断によりますと、1次診断の結果で震度5程度の地震に対応できる施設につきましては、吉野町の水道施設1施設でございます。また、その震度5の地震に対応できない、確保できない施設は、早期に補強工事を計画する必要がございます。また、ご指摘のありましたとおり、老朽化した配水池が多いのも事実であり、応急給水拠点と考えている土成低区配水池、市場低区配水池、阿波小倉配水池の耐震性能が低い評価となっておりますので、今後、東南海・南海地震に備え、耐震2次診断を優先的に実施していきたいと考えております。その結果によりますが、施設の補強、緊急遮断弁の設置等を、施設の建てかえ等も含めまして早く検討してまいりたいと考えております。

緊急時の非常用の飲料水でございますが、先ほど総務部長からも答弁されましたように、生活水だけを考慮して飲料水のみで計算いたしますと、人口4万1,000人の3日分の飲料水として1日1人当たり3リットルで計算してみますと、最低369トンの水を確保しなければなりません。自然災害の程度にもよりますが、早急に緊急遮断弁等については検討しなくてはならないものと考えております。

また、現在非常用といたしまして500リットルの、軽自動車、軽四に積むぐらいのタンクでございますが、吉野町に1基、市場に1基、土成に1基、阿波に2基、2基のうち1基は1トン用でございます、を持っております。しかし、これでは足りないということで、今年度以降タンク500リットルを追加をしたいと考えております。また、給水袋に

つきましても5リッターから10リッター、子供、お年寄りが持てる程度の重さの袋でございしますが、この給水袋についても購入を考えておりますので、緊急時の対応には役立つものと考えております。

それと、阿波市の庁舎の建設に伴いまして市場工区の配水池を検討しておりますが、この配水池につきましても耐震、また緊急時の水の確保に役立つものと考えておりますので、そういったものを踏まえまして計画をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 再問いたします。

1つの道路幹線の確保、橋梁診断後の経過報告ということで、これは震災時には市内の建設業者80社と災害復旧の協定を結んで迅速に対応したいということでございます。それとまた、堤上線は今堤防の漏水対策を国交省が行っておるので、県と国との協議をそれ以降にすると。それから、順次進めていくというお答えでございました。それと、船切線は6月23日に県と協議し前へ進めていくということでございます。それと、橋梁の箇所は診断は682橋で、重要な橋梁が185橋、長寿命化にはこれから8億円程度要するというところでございますので。このたびの大震災において、幹線道路が遮断され救助活動がおくれたところがたくさんございますので、幹線確保を今後ともしっかり計画を立ててやっていただきたいと思いますと思っております。これは再問ございません。

それと、2番目の非常用電源でございますが、今の話では本所の1台、各支所に1台、土成で小さな発電機7台、計11台、大変心もとないと思っております。まるで、ないに等しいぐらいでございます。

それと、避雷対策でございますが、落雷に遭えば誘導避雷で、電圧で一気にこの施設全体の電子機器が壊滅するような事態もございますので、今おっしゃったように小さな避雷塔みたいなんでは十分対応できないと思っておりますので、このこと、非常用電源と避雷対策、今度の切幡に建てる公共施設にはどのように考えてやっていくつもりでございますか。それをまた再問いたします。

それと、水道施設の耐震化でございますが、本管の耐震比率が14.28%。県の平均が18.3%ということでございます。それと、配水池は、吉野配水池以外は震度5以上の地震が来たら阿波町2カ所、土成、市場町1カ所ずつ、今の配水池では耐えられないということでございます。これからつくる新しい配水池には耐震型の配水池をつくるという

ことをごさいます。また、そのときには国、厚生省のほうから水道施設の耐震化を進めなさいというふうな指導もあり、また耐震化に対して補助制度もごさいます。阿波市の現状を見ておると、大変耐震に対してまだ心もとないと思っております。ですので、今後しっかりと計画を組んでやっていただきたい。

それと、再問でございますが、民間の水道施設、異動みたいなんがあると思いますが、それはどのように協力体制をとっているのかということをお聞かせいたします。

それと、非常用食料と備品の備蓄は今総務部長が答弁いただきましたが、乾パン288缶、毛布345枚、もうほとんどないに等しい。それで、今の答弁では、自助努力で皆さん自分で確保をしてくださいというふうなお答えがほとんどでございました。水も同じように、自販機で17カ所ありますよということでございます。今度の災害を見るにつけて、このような阿波市の現状を今聞くまで乾パンが288缶程度だと、毛布が345枚程度だと、そういうことをほとんどの市民の方も知られておりませんし、我々議会もこういうふうなお粗末な備蓄状況であるということは知りませんでした。これは、広報で知らせたら余り少ないなあという市民のおしかりを受けるかもわからんけども、市民各自が食料の備蓄をしてくださいということは強く広報でお知らせしてください。

それと、今のような状況で、まず4万1,000人の市民が耐えられるかどうかというのが私本当に疑問でございます。それとまた、人口何万人に対してどれぐらい備蓄せなあかんかというふうな基準が国交省とか厚労省とか、そういうところに基準があるのかどうか。それをお聞きしたいと思っております。

それと、避難施設に学校がたくさん指定されております。学校現場では、どのような災害に対して避難訓練をしているのか。また、今回の震災で生徒全員が助かった学校、また生徒の7割が亡くなった学校があり、現場の先生方の判断力の違いがそのような明暗を分けたと思っております。

また、避難施設である学校等の施設を一番よく知っているのは学校の現場の先生方と思っておりますが、学校の責任体制はどのようになつたのかということをお聞きいたします。

○議長（吉田 正君） 大川水道課長。

○水道課長（大川広幸君） 江澤議員の再問でございますが、民間、個人の家庭の水道施設といいますか、多分井戸の数だろうと思っておりますが、水道課では市内の井戸の数の把握は今現在のところ行っておりません。防災対策課とか環境衛生課の資料等を今後提供してい

ただきましてつかんでいきたいと思っております。

また、水道課として災害時に、市内の阿波市水道工事店、協同組合さんと25社ございますが、災害時の復旧工事についての協定をまいていますので、災害時、末端で水道が出ないとかというときにはなれば早急に対応できるというところは想定して契約しております。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 江澤議員の再問にお答えさせていただきます。

庁舎の建設に際しましては、非常時の電源として自家用発電設備の設置、電算機器や保有データにつきましては、より一層の保護対策の充実に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、食料の想定 of 適正な数値はということなんですが、現在県の想定っていうのがマグニチュード8.6っていうのを想定しております、それに基づきまして阿波市地域防災計画に記載されております想定避難者数っていうのが約6,200名というぐあいに想定しております。それで、その人たちの飲料水の備蓄目標は77%、物資供給率っていうのがあるんですけども、それが77%考慮しますと目標数量っていうのが1,400人っていう形になってきまして、その3日分ということで計算しますと飲料水につきましては1万2,600リットル、12.6トンっていうことになります。

それで、先ほどちょっと水道課のほうで吉野町の貯留槽の話が出たわけなんですけども、ちょっと漏れたところがありますので、担当が違いますけども答弁させていただきます。

飲料水、4万1,000人で1日3リットルで3日分と計算すると369トンって先ほど答弁していただいておりますけども、その369トンの必要量に對しまして吉野町の耐震型の貯留槽では能力が500トンございますので、3日分の水に関しましてはこの吉野町の貯留槽で、飲料水のみですけど、生活用水っていう形ではありませんけど、それで確保できるんじゃないかということでございます。これはちょっと担当が違いますけども、追加させていただきます。

それで、続きまして食料の備蓄に関しまして、議員言われましたように5月の広報でも皆さんに3日間備蓄できるようにお願いしますということと呼びかけしておりますけれども、これにつきましては再度これからもお願いをしてまいりたいと思っております。

続きまして、いろいろな備蓄が確かに議員言われますけども非常に少ない。本当にそれ

は少ないと実感しております。それで、先ほども答弁させていただきましたけども、備蓄対象人員を考えまして、非常にこれは費用もかかりますので財政課との協議ももちろん要るわけですけども、年次的に購入をしながら、そしてまた業者との協定もしていただきながら不足分をできるだけ解消していきたい、そのように考えております。なかなか費用がかかりまして非常に難しい面というか協議するところが十分あるんですけども、何とか安全・安心のためにこういうものはできるだけ備えていきたい、そのように考えております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 正君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 江澤議員からの再問にお答えしたいと思います。

学校が今どのような防災に対しての訓練をしておるかということ、そしてまた学校の職員がどういうふうな動きをするのか、そういった学校の体制、こういったご質問だったと思います。

まず、学校におきましては、幼稚園、小学校、中学校、全部を含めてですけども、学校安全計画、いわゆるマニュアルです。防災に対するマニュアルをつくっております。どういう内容かと申しますと、いろいろあります。それは、火災の場合とか地震の場合とか、あるいは交通安全とかあるいは台風とか、それ以外に水泳、水難、こういったものを上げまして訓練はしております。

その中で、特に今回東日本大震災ということで地震に対する訓練なんですけども、どの幼稚園、学校、小・中学校とも訓練をしっかりとしておるつもりです。しかしながら、今回あの大きな地震からいろんなことを学びまして今までのような訓練ではあかんと。いわゆる想定以外の想定をしなければいけないということで、実は先週に小学校長会、中学校長会を開きまして、その中でいろいろ協議しました。やはり、今そのマニュアルの見直しをしなければいけないということでもあります。これは、例えば今現在訓練しておるのは、子供たちが学校で授業中とか学校にいるときがほとんどの訓練なんです。しかし、地震はいつ来るかわからない。登校中かもしれない。下校中かもしれない。また、夜中かもしれない。そういったいろんな場所、時間を想定して、その訓練あるいは知識を指導していかんにかんというふうなことも話したところでございます。

また、阿波市におきましては津波は心配ないと、こういうふうに言った方もいるんですけども、私はそうじゃないと。これは、子供たちが例えば海辺へ遊びに行っておったと

かあるいは親戚の海岸近くにおったとかといったときにはやっぱり万が一を考えまして、どう避難すべきかというそういった知識は当然教えておかなきゃいけないということで、津波についても全く関係ないということはだめですよという話もいたしました。

そんな中で、見直しという中で、まだこれから学校は1学期中にその見直ししたマニュアルをつくってくださいというふうをお願いしてございます。ただ、この間の会の中には、見直しの中で例えば中学生はヘルメットを着ておりますけども、あのヘルメットをうまく活用できないだろうかと。教室の中に持ち込むのはどうかなとかいろいろ研究したいという話。それから、小学生では防災ずきん。これは町、都会ではほとんどに近いぐらいつくっておるそうです。ふだんは座布団がわり、いざとなったときにはそれをかぶる。こういったことも考えていこうと。今までは、訓練は地震来ましたよと、机の下に入りましょう。それから、おさまったら、ノートとか本を頭に置いて出ましようっていうような訓練しているんです。実際問題として、そういったことはもう難しいと思いますね。そんな中で、防災ずきんとかということもこれからも考えていかないかというふうなことであります。

それから、万が一ということで学校はすべて避難所になっております。先ほど申しましたようにいろんな場合が考えられますけれども、学校の職員は学校長がすべて責任を持って学校管理をしているわけなんですけども、万が一のときには学校長にももちろん連絡するわけですけども、やはり学校に近い職員がいち早くその学校避難所に行く必要があるんじゃないかというようなことも話し合っております、実は阿波市には阿波市地域防災計画というのがあります。その中でも、学校が避難所となる場合の措置ということの中にも明記はされております。学校の職員は、必要に応じて、避難所になった場合は支援することであるというふうなことで、確かに先ほど議員から申されましたように、そのときそのときの職員の判断こそ非常に大事かというふうに考えます。

以上です。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 水道課長、また総務部長の答弁で、いろいろ阿波市の今の防災の備品の備蓄とか飲料水の確保、大変心もとない、十分でないということでございますので、答弁は要りません。今度の防災交流拠点に対して、建設に際して、しっかりとこういうことも踏まえて計画に入れて備蓄をして、また市民の安全・安心のためにそういう計画をしてください。避難が6, 200人、また避難率が1, 400人も出るというふうな県

の想定でございますので、それを踏まえて今度の防災交流拠点に生かしてください。

それと、学校現場のことは、もう今教育長で早速防災安全マニュアルを見直すというふうなお答えいただきました。今回の震災で、とにかく避難されている施設というのはほとんど学校でございます。その学校現場の先生方の負担が大変大きいなあと。それで、また地域の自主防災組織が非常に大事であるということを感じております。ですので、これは答え要りませんけども、阿波市の防災課、また教育委員会と協議していただきまして、今教育長がおっしゃったように学校現場では避難訓練をしているということでございますが、学校だけの避難じゃなしにどっかモデルみたいなのを決めて、地域防災と一緒に学校と地域でどっかで1回そういうふうな避難訓練をして非常に備えるということをしていただきたい。それは協議していただきたいと思っております。

それと、市長には、前回私がリーダーシップに対して質問しましたときに、市長は4万2,000人の幸せのために職務に全身全霊をかけると答弁していただきました。この間の台風の時も、増水がどうだということで吉野川堤防を1人で見て回っておることも知っております。率先垂範で大変すばらしいことと思っておりますが、果たしてそれが組織全体、末端まで市長の思いが伝わっているのかどうか。今回の震災復旧に、また復興において、行政力の差によって復興の差が顕著にあらわれております。すべての面において、この行政組織の職員のレベルアップ、絶対図っていただきたい。それを、市長はどのようなつもりで職員を引っ張っていかうとしておるのか。そのところをお聞きしたいと思っております。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 江澤議員からは市長が災害時にも1人で行動している場合もあるという話なんですけど、今もるる災害に対する関係部長の話を聞いておりました。合併してからもう7年目、迎えています。確かに、郡を越えた合併ということで、なかなか職員も市民の方も未来の阿波市ですかね、人の花咲く安らぎ空間に向かっての一枚岩になかなかなれない部分がいまだにあるかと思っております。

特に、防災だけをとらえて話をするなら、やはり答弁の中でも私の心の中にも、国の中央防災会議の防災計画をまっぴらに県が防災計画を立てる。その県のまた立てたのを見ながら阿波市の防災計画、そのあたりがいかげんなものかな。私は、阿波市っていうのはやはり阪神の大震災、あるいはこの東日本の大震災、若干違うところが災害が起こったときにあるんじゃないかな。若干じゃなくて相当あると思っております。津波の問題等々は別にして、まず阿波市の地形、あるいは家屋の状況、住宅の密集の状況、あるいは内水の面の床上、床

下浸水の問題。そのあたりのしっかりと、言葉は悪いんですが、枝葉を見ずにやはり森を見る、あるいは阿波市の全体を見る、そのあたりが常に頭にないと、恐らく阿波市独特の防災計画は立たないと思っています。できることなら、職員の方も市民の方も、最低限地域の地理等々を、お隣の条件をしっかりと頭の中にたたき込んでほしい。いざ災害のとき、避難するのに避難の途中で水路に落ちこちるとか、あるいは避難所へ行って本当に地域の方がばらばらになってみたり、今回も随分ありますけれども、そんなことが起こるんじゃないかな。やはり、現場をみんながしっかりと市民一人一人が、あるいは我々も一人一人が踏まえて、それから行動していく。そのあたりの積み上げが阿波市の防災計画につながっていくんじゃないか、こういうように思います。

そんなことから、これから阿波市も防災計画、やりますけれども、必ずしも国、県の防災計画の上にやっぱり阿波市独特、独自の地域を踏まえた防災計画を組み立てていく必要があるんじゃないかな。特に、市民の方にもお願いしたいんですが、やはり阪神の大震災、東北の大震災、これを見てもやはり自分の命は自分で守る、人は頼りにならない。当然、公助から自助、役所も頼りにならない。そのあたりはしっかりと頭の中にたたき込んでいく。まず、自分と家族だけは守る。そのあたりが原点じゃないかなと、このように思います。

そんなところで、傍聴の方もおりますけれども、よろしくご協力、ご理解をお願いします。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 今も市長におっしゃっていただいたように、県、国の防災計画に従うのじゃなく、阿波市独自の防災計画をしっかりと立てるというふうなお答えいただきました。今回の国難とも言える東日本大震災。中央政界は、もう混乱のきわみでございませう。阿波市は市民に対して真摯に政治をしていくということが、国の今の現状を見て他山の石としたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（吉田 正君） これで4番江澤信明君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番樫原伸君の一般質問を許可いたします。

樫原伸君。

○1番（樫原 伸君） 1番阿波清風会樫原伸、議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まずは、このたびの東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

先ほど江澤議員から国政批判が余り聞かれませんでしたので、私のほうから。

政府は復旧、復興に向けて我が国の底力を発揮すると大々的に宣言しましたが、政争に明け暮れ対応を先送りしている今の政府はもとより、与・野党、いや国会議員と呼ばれる方々に対し、強い憤りを感じます。原発事故も加わり、史上例を見ない複合災害が復興への取り組みを難解なものにしているとはいえ、このままでは被災者の不安は募るばかりで、国際的にも信頼は失墜してしまいます。今こそ、ここに至っては、党利党略でなく真の挙国一致で我が国の底力を発揮させる政治力が問われており、地方からも支援活動とともに国政をゆだねている国会議員皆さんの行動を厳しく叱咤すべきと考えます。

多くの方々が尊い命が失われたこの震災の大悲劇を教訓として、本定例会では、先ほどもありましたけれども防災、危機管理などに質問が集中しております。阿波市の防災対策などは先輩の議員にお任せして、今回も阿波市を支える基幹産業である農業振興を中心に質問いたします。

食は、我々の生命を支え、その源である農業は命の産業であるとも言われます。今の農業は、国内外の経済社会活動に組み込まれた産業の一分野であり、国内外の目まぐるしい環境変化に変革を迫られております。

その一つがT P P問題であることは皆さんご承知のとおりでございます。第三の開国でなく国の明け渡しとも言えるT P P、環太平洋連携協定、これは太平洋を取り巻く国々の間にあるあらゆる障壁、輸入制限や関税、自国産業の保護を取り払い自由化しようというもので、この協定は農業分野だけでなく、労働、医療、郵政、保健などの多くの分野に影響を及ぼすことをもっと国民に知ってもらいたいものであります。とりわけ、最も影響を受ける農業を基盤産業としている阿波市においては、昨年12月議会でT P P加入反対の意見書を採択したことは高く評価されておりますが、さらに市民皆様にT P P加入反対への取り組みを一層強めていただくことをお願いしておきます。

そんな阿波市にあって農業振興への取り組みは、高い次元で確固たる方針のもとに数々

の施策を講じられてきたものと思っておりますが、しかし現実には県下一の農業総生産高は農業者個々の努力の集積の結果であり、これまでのところ市の政策結果であるとは言えないのではないのでしょうか。中山間地域直接支払事業、昨年からの戸別所得補償支払事務といった国直轄事業以外、阿波市らしい農業振興策は見受けられません。その理由として、行政は決して手をこまねいていたのではなくデータ収集に専念していたとのことでした。計画策定に要した時間が長いか短いかは詮索いたしません、ことし3月によく活力ある阿波市農業の実現に向けて、待望のこの72ページに及ぶ阿波市農業振興計画が策定され、今年度予算にも農産物の独自ブランドづくりや集落営農推進への取り組みといった事業に2,459万円が計上されております。

まず、このことに敬意を表しますとともに、攻めの農業行政に大きな期待を抱いておりますので、まずこの阿波市農業振興計画書についてお聞きします。

ケーブルテレビ、広報阿波でも案内されております阿波市のすぐれた多くの農産物の中から、プロジェクト推進会議で選定するブランド育成品目の生産拡大や品質向上に向けた取り組みに対し、共同利用を行う農業用機械の導入費に関して予算範囲内で支援するといった阿波市農業フォローアップ事業補助金を初め、6つの阿波市単独補助事業への申し込み状況をお聞きします。

さらに、この振興計画の特筆すべき点に行政サイドは余り目標数字を載せませんが、直近の阿波市の農業産出額が160億円前後で推移している現状から、目標は大きくということでしょうか、各種施策を推進、実行し、180億円を目指すとおることです。12.5%アップの目標数字を掲げたことは大変すばらしいことですが、農畜産物価格につきましては不確定要素が多過ぎます。主品目のお米にしても、減反政策の中、今回主産地の宮城、福島県が被害を受けて耕作面積が減ろうとも、流通在庫を含めて約200万トンという十分な備蓄数量があり、消費価格も今やイオンとかイトーヨーカ堂といった大手の量販店が決定権を持つ限り価格が上がることは望めないと思います。果樹、野菜、肉に関しても、長引く価格低迷に加えこの東日本大震災で業務用事業も縮小され、一般の消費マインドも冷え込むことから価格上昇を見込んでの計画達成は厳しいと思われまますので、この180億円の目標設定の基礎数字をお聞きします。

次に、この計画の基本方針の一つ、農用地の保全の中の有害鳥獣被害対策についてお聞きします。

中山間地域を持つ阿波市では、鳥獣被害は深刻さを増しております。収穫前の米をイノ

シシに食い荒らされたとか猿にブドウ園を全滅にされたとか、そういったお手上げ状態の声をよく聞きます。趣味や自給分として栽培しているものについては多少の被害は笑っていられますが、営農の農産物となりますとそうは言っておられません。農水省の資料によりますと、野生鳥獣による農作物被害金額は約200億円。けもの類が7割、鳥類が3割。特に、けもの類被害の9割がイノシシ、シカ、猿だそうです。中山間地を有する阿波市においても、過疎化、高齢化に伴い深刻な問題となっております。国もこうした事態を重く受けとめ、2011年度予算で鳥獣被害緊急対策として前年度の5倍に当たる113億円に増額しております。内容としては、電気柵やワイヤーメッシュの侵入防止柵、加工処理施設の設置、それ以外にわなやおりなどの捕獲機材の増加、追い払うモンキードッグの育成などの地域活動を支援とありますので、阿波市としてもぜひこの増額予算が組まれた今年度、強化を実施すべきと考えますが、有害鳥獣の実態、その被害状況、さらに被害の軽減と、拡大防止に向けてどのような対策を講じていくのかお聞きます。

3点目は、農作業事故、特に高齢者の農作業事故についてであります。

今や農業は、高齢化や担い手の減少により生産基盤の脆弱化が問題となっております。その労働力たるや、2010年の農林業センサスによりますと、農業就業人口260万人と前回調査時2005年に比べまして75万人減少しており、これは戦後の日本農業を支えてきた昭和一けた世代の離脱が主な要因と見られているようですが、さらに気になるのは農業就業者の平均年齢が2005年の63.2歳から65.8歳に上がっていることでもあります。この高齢化率は、農作業事故の死亡者数が毎年約400人で一向に減少しない、減る傾向を見せないことの要因の一つであると考えられます。農業と同じような危険産業と言われる建設業では定年制があり、高齢者は危険性の高い作業にはつかない、そういった行政指導により大幅に事故を減らしてきましたが、農業には定年がなく、勤め人から見ればうらやましくもありますが、それはそれでええことではありますが、同時に悲劇を繰り返す結果ともなっています。幸い本市では、昨年死亡事故はなく、負傷者が4件とお聞きしました。しかしながら、65歳以上の就業者56%、この方たちは間違いなく阿波市の農業を支えてくれている人たちです。農業後継者の育成と同時に農作業事故の現状を分析、把握し、地域の特徴を踏まえた事故防止策を選択し、着実に実行する行政指導が重要と思われませんが、特に高齢者の農作業安全対策を推進する考えがありますか、お尋ねします。

以上。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 樫原議員の一般質問にお答えをいたします。

農業振興計画について、まず1点目、阿波市農業振興計画の内容でございます。

現在我が国の農業は、長期的な食料自給率の低迷、農業所得の大幅な減少、また農業者の高齢化による担い手不足の深刻化、さらには非効率な農地利用、農山村の活力の低下といった厳しい条件に直面をいたしております。

本市におきましても、農業従事者の高齢化など、農業を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中、魅力的な農業の確立を図り、将来の目指すべき姿とそれを実現するための施策を計画的に推進するため、昨年度阿波市農業振興計画を策定をいたしました。県下の市町村における農業振興計画の策定状況につきましては、本市を含め市では2市という状況でございます。

それでは、この計画につきましては5つの基本方針を柱に据えております。それぞれに施策を展開を図るといたしておりますが、1点目、地域特性を生かした農畜産物の生産というふうなことでございます。2点目は、農用地の保全、3点目は農畜産業生産基盤の整備、4点目は多様な担い手の育成、5点目は交流と協働の促進を5つの柱として掲げております。

さらに、重点的に取り組むべき3つの重点プロジェクトを設定をいたしております。内容といたしましては、1つ目は阿波市ブランドの推進プロジェクト、2つ目が地産地消促進プロジェクト、3つ目が集落営農組織の推進プロジェクトでございます。また、これらを具体的に推進するための協議体といたしまして、農業振興計画重点プロジェクト推進会議を設置をいたしております。事業推進に向けた検討を重ねているところでございます。実現までの道のりは決して平坦ではありませんが、市民一人一人が地域農業を支える一員であるという認識に立っていただき、農業者の皆様や農業関係機関の皆様とともに、計画の実現に向けた取り組みを続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議員の質問の6つの阿波市単独補助事業につきましては、平成23年度に活力ある阿波市農業振興事業費として2,400万円余りの予算を計上いたしております。このうち、1,900万円余りにつきましては補助金として支出ができる予算として確保をさせていただいております。この補助事業の申し込み状況でございますけれども、既に申請をいただいたもの、またお問い合わせをいただいているものなどを含め、現在のところ全体で2

0件ございます。今のところ見込まれる補助金といたしましては503万円というふうな状況でございます。内訳についてでございます。1つ、加工品等開発推進事業がございます、これは4件で40万円。阿波市農業フォローアップ事業につきましては1件の申請で10万円、阿波ブランド化農産物展示圃事業につきましては4件で8万円、地産地消促進支援事業につきましては8件で380万円、集落営農組織モデル支援事業につきましては2件で60万円、農業法人組織化等促進支援事業につきましては1件で5万円となっております。

また、農業に関連した県単独事業などについては、市としても支援する施策として市単独の補助事業も実施をいたしております。補助金で、平成22年度の実績では274万9,000円。また、平成23年度の現状の見込みとしては571万7,000円となっております。今後におきましても、活力ある農家に対しましては積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。現在、この市単独事業につきましては、市の広報紙やケーブルテレビなどでよく周知をさせていただいております。この事業につきましては、6月末までを締め切りといたしております。今後も、農協などとともに連携をしながら事業の推進を図っていききたいと考えております。

次に、ご質問のあった農業生産目標設定額180億円の基礎数値についてでございます。

阿波市農業振興の具体的目標として農業産出目標額を最近の農業産出額160億円から目標額を180億円に設定をいたしております。それで、この180億円に目標値を設定した考え方についてであります。米、畜産、園芸、その他に分けて考えております。

まず、お米についてでございます。最近の産出額から、お米については10%の減を見込んでおります。金額にして21億円と見ております。

次に、畜産でございますけれども、これにつきましては20%の増を見込んでおります。金額にして71億円といたしております。大規模の農家や企業の農場立地への進出を見ております。

3つ目として園芸。野菜とか果樹、花卉でございますけれども、こちらについても20%の増を見て83億円といたしております。こちらにつきましては、市場町の善入寺地域の大規模露地野菜の増加とか水田の秋冬野菜、ブロッコリーとかネギ、レタス、キャベツの作付の推進を見込んでおります。また、夏秋野菜とか季節野菜については現状維持ぐらいじゃないかというふうにも見ております。その他につきましては5億円そのままとい

うふうな形で見えております。全体といたしまして、米の価格低下の影響をカバーするために水田作の大規模化、コストの削減、さらには集落営農とかファームサービスの推進等の必要性を考えております。それと、水田作の集積による労力の合理化、また企業の野菜作、これは加工向けの契約栽培になると思いますけれども、その増反も見込んでおります。

それで、目標値につきましては概略的となっております。農業振興の観点から、県下でも農業を行っていくについて優位な条件下だと、本市の振興目標として将来の単価推移の要素とかさまざまな努力的な要素も勘案した目標設定とさせていただいております。この目標年度は平成28年とさせていただいております。

この項についての答弁は以上とさせていただきます。

続きまして、2点目、鳥獣被害防止についてでございます。

鳥獣被害の防止についての対策でございますが、まずは平成22年度におきます阿波市内の有害鳥獣による農産物の被害額についてです。イノシシによる被害額は110万円、カラスによる被害は230万円、猿による被害は28万円、ヒヨドリによる被害が25万円等であります。全体での被害額の総額は390万円となっております。水稻、ブドウ、レタス、白菜など、多種の農産物に大きな被害を及ぼしておるといふような状況かと思っております。特に、猿やイノシシは地元住民の民家付近まであらわれるようになっております。現状では住民に対する被害はございませんが、農作物の被害は年々増加する傾向にございます。有害鳥獣の個体数も増加しているといふような状況でございます。

次に、平成22年度の有害鳥獣駆除に伴う捕獲数でございますけれども、イノシシにつきましては276頭、猿につきましては22頭、カラスは531羽、カワウは83羽となっております。特に、イノシシの捕獲数が約2倍とふえております。捕獲に対する奨励金につきましても、平成21年度に比べ平成22年度は50%ぐらいふえておるといふ状況です。このことから、被害の深刻さがうかがわれるところでもあります。

本市の対策といたしましては、毎年地区の猟友会に有害鳥獣の駆除を委託してわな猟や銃器による捕獲を実施しているところであります。また、被害相談をいただいた方に対しては、自衛策としてロケット花火を提供するなどして威嚇による追い払いについても紹介をいたしております。

また、徳島県単独補助事業のとくしま強い農林水産業づくり事業を活用して、地域ぐるみで農地の周りにトタンとかワイヤーメッシュ、電気柵等の防護柵を設置している地域も

ございます。そういうことによって被害の防止に努めているところでもあります。

本年度の当初予算におきましては、有害鳥獣駆除のための予算を昨年度の実績をもとに少し増額をさせていただいております。引き続き、有害鳥獣の駆除に取り組んでまいりたいと考えております。

また、狩猟の資格についてですけれども、銃を使用しないわな猟の資格については、比較的簡単に資格を取得することができます。わな猟の資格だけで狩猟を行うことができるのであれば、農家の方なども自己防衛手段としてわな猟による免許取得をされるんじゃないかというふうにも考えております。既に、阿波市においてもわな猟の資格だけで猟友会に所属している方もございます。わな猟の資格を取得し猟友会へ加入者がふえることで、有害鳥獣の捕獲の実績も上がるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。このことにつきましては、徳島県においても有害鳥獣の駆除について捕獲数をふやすために駆除に動員できる人員をふやすことが重要であるとして、今年度からも新規の狩猟者を増員するための広報活動やイベント活動等も行っていくとしております。

以上、2点目、有害鳥獣被害防止についての答弁とさせていただきます。

続きまして3点目、高齢者の農作業事故防止についてお答えをさせていただきます。

農作業における事故防止対策についてですが、初めに農作業事故件数でございますけれども、5月に発表されております内容がございますので、少し説明をさせていただきたいと思っております。

平成21年度の農作業事故による死亡件数は、全国では408件となっております。徳島県では6件でございます。このうち、農業機械、作業中の事故件数については、乗用トラクターでの転倒、転落によるものが122件と最も多く、次いで耕運機などの歩行型のトラクターによるものが36件となっております。これを年齢別に見てみますと、全国では60歳以上の事故が88%を占め、65歳以上では79%となっております。本県においては、6件すべてが60歳以上の方の事故ということであります。なお、本市における死亡事故件数については、平成19年、20年、21年ともにゼロ件というふうなことでございます。

ご質問の高齢者の農作業安全対策についてですが、農作業事故防止と安全確保の必要性は高齢者に限ったことではないと思っております。統計上、農業は建設業に次ぐ危険な職業に分類されております。農作業事故の発生を食いとめることが必要であるというふうにも認識をいたしております。

さて、今山間部等での農業の主役は高齢者ですが、何よりも高齢者自身において農作業の安全に係る意識の向上を図ることが最も重要な防止対策であると考えております。高齢者の方が自身で機械を操作することを少し減らして、若年層の農家または担い手、あるいは集落営農組織などに作業を委託するなどで、全体としてのその危険度が低下するのではないかというふうにも考えております。

農作業安全対策の現状として、徳島県においては農作業安全のための指針やパンフレットの配布、あるいは新聞等で農作業事故防止の周知啓発に努めています。また、徳島県の農業大学校でも、夏と秋の農繁期にそれぞれ期間を定め、農業機械の安全使用に関する講義や実習、また大型免許取得に向けた実習などを実施しております。さらに、JAの地方会、農業会議、全農などで構成された徳島県農業機械等安全推進協議会においても、農作業の安全及び農業機械の効率的利用の推進に取り組んでいるところでもあります。本市においても、農作業前の機械や作業場所の点検整備、適正な服装や安全装備の着用などを徹底することで安全を確保する等の意識啓発を図り、農作業の事故に関する注意を喚起していきたいというふうにも考えております。

今後におきましては、高齢者を含めたすべての農業者の事故防止と安全・安心のまちづくりの推進に向け、広報紙やCATV、さらには各種のイベント等での啓発、広報活動に努めながら農作業安全対策を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 檜原伸君。

○1番（檜原 伸君） この計画書には、さまざまな角度からのデータをベースに阿波市農業の現状が事細かく記され、課題も今言われたとおり5項目にわたって解説をされております。そして、最終章で阿波市の農業振興の基本方針が示され、同様に5項目の施策内容が示されております。今言われたとおり、現在市単の補助事業に20件の申し込みがあるとのことですが、美辞麗句を並べた計画書ではなく強い農業を目指す思いが込もっており、厳しい財政状況にもかかわらず2,400万円強の予算を計上し本気モードが感じられますので、この施策の実施時期、期間、手法、予算などを体系化して180億円という目標金額の詳細を盛り込んだ追録版のようなものを希望いたします。

鳥獣被害対策では、猟友会への委託が中心のようですが、今国も本腰を上げて取り組もうとしております。この状況にどう向き合い知恵を出していくか。これまでの取り組みに加えて、国の支援を活用して地域を特定して、例えば被害甚大な土成町宮川内にえさ場を

わざとつくり、野生鳥獣を集めて一網打尽にする大型捕獲柵やわなの設置とか、地元猟友会への助成を増額して捕獲数をふやすことを提案いたします。

最後に、農作業事故の防止につきましては、人は年をとるとともに身体的機能が低下し危険回避能力が落ちることを自覚する必要があるにもかかわらず、長年やってきた経験から過信傾向が見られる、いわゆる自信と過信を取り違えている人が多いことや高齢になると農機などへの新たな投資が難しいことから、安全性の高まった新機種への更新を思案する、また本市では山間傾斜地が多く危険性の多い田畑、農道が多いことなど、まだまだいろいろな要因が交錯して事故の撲滅は難しいと思われませんが、対策本部を立ち上げるぐらいの気構えに期待をいたします。

次に、12月の質問に引き続き、阿波市国民健康保険事業について質問いたします。

私自身が社会保険から任意継続の適用者ということもあり、国民健康保険事業に関しては先輩議員の質問を聞くだけでしたが、12月定例議会で阿波市国民健康保険税条例の一部改正案が提出され、賛成、反対の決断を迫られたことから勉強いたしました。国民健康保険事業は特別会計を設けて行い、その財政状況は軽減世帯割合が64.3%と、他の7市に比べて高いことなどから税収の大幅な増加は望めず、少子・高齢化が進む中、高齢者の割合が大きく、医療費はふえる一方で生活習慣病の増加に伴う慢性疾患などによる医療費の増加も相まって慢性的赤字という厳しい状況となっております。

収入が、歳入が少ないからといって歳出を抑えることはできない性質上、平成21年度には平均11%の引き上げを行い、合併当初2億2,000万円あった基金も取り崩してきましたが、22年度末にはその残りの基金を繰り入れしても約6,000万円の赤字が見込まれることから、23年度には平均11.2%のアップと24年度末まで一般会計から1億2,000万円を繰り入れする議案が採択されました。

徳島市、鳴門市に次いで高い保険税ということで市民からは非難ごうごうで、それをさらに1世帯当たり1万7,293円増額することへの抵抗、そして国保被保険者は1万508人で全体の約25%、4人に1人が対象者の国保特別会計に一般財源を1億2,000万円投入することが正しいことかどうか悩んだあげく賛成表明をいたしました。1年生議員の私にとりましては非常に厳しい選択でしたが、結果賛成多数で阿波市国民健康保険税条例の一部改正が可決され、24年度までは収支均衡が保たれるということですが、被保険者には重い負担を強い、一般会計から1億2,000万円も投入するわけですから、その会計運用には最大で細心の注意を払う必要があると思います。

そこで、調整交付金の支給額の算定に関しては、国民健康保険税の収納率が92%を超えなければ調整交付金が満額支給されないという省令があり、残念なことに平成21年度、本市でもわずか106万5,764円不足で、2,065万8,000円のペナルティーを科せられました。22年度における収納率、そして収納業務にどのような取り組みをされたのか質問いたします。

次に、健康保険料の削減に関しては医療費抑制への取り組みが必要であります。

そこで、医療費のうちで大きなウエートを占める薬代に触れ、ジェネリック薬品差額通知の取り組みについてお聞きします。

後発医薬品という呼び名は何かしら二番せんじというイメージを抱いてしまっていますが、ジェネリック医薬品とは先発医薬品の特許期間は20年から25年とされ、その間独占販売が認められており、その特許が切れた後に先発医薬品と同じ有効成分があるとして国に認められ、製造、販売されているものです。先発医薬品は製品化されるまでに長い年月と膨大な研究開発費がかかり、それが薬価に反映されております。ジェネリック医薬品は同等の効果を持つことを証明する試験だけでよいため開発期間が短くて済み、先発医薬品に比べて安いというのが最大の特徴です。

医療費の抑制に向けては、特定健診、特定保健指導の受診率向上など、病気予防のためのさまざまな取り組みの一方で、安価なジェネリック医薬品への切りかえは短期的に効果を上げる最良の取り組みと思います。厚生労働省も、年々増加する医療費が33兆円まで膨らみ、医療費軽減施策の一つとしてこの普及率を2012年度までに30%にするとうたっております。全国に先駆けて取り組んでいる広島県呉市の担当者に聞きましたら、電子レセプトから薬の長期服用者3,000人をベースに、毎月平均1万人の人に、今あなたが服用している薬代は幾らですが、ジェネリック医薬品に切りかえれば幾らになりますというジェネリック医薬品使用促進通知サービスを実施したところ、21年度でジェネリックへの切りかえ数が1万2,015人、呉市国保全体で8,871万3,000円の削減効果があったと聞いております。22年度は1億円が見込めるとのことでした。呉市は人口24万人、阿波市の約6倍。国保被保険者も5万7,080人と規模は違いますが、大きな効果を上げていることは間違いありません。

昨年12月定例議会で、医療費の減少から健康保険事業への健全化の図式が理解できたところで通告はしておりませんでしたけども、ジェネリック医薬品差額通知を阿波市ではどのように考えているかということを再質問いたしましたところ、当時の遠度部長から、

阿波市においても国保会計の窮状を少しでも健全化に向けた医療費削減の取り組みとしてジェネリック医薬品の利用を広報紙などを通じて行っており、ジェネリック医薬品通知サービスについても電子レセプトを審査システム運用に切りかえる必要からシステム導入を進めているところであり、県内の状況を見据えながらできるだけ早い段階で取り組みたいと答弁がありました。肝心のレセプト審査システムにおくれが生じており、最終的には本年10月稼働とお聞きしましたが、取り組むという意思をはっきりと確認しておりますので、阿波市としては10月稼働というその事実を受けて通知サービス実施時期をいつからと考えているのかお答えください。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 榎原議員の一般質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、阿波市国民健康保険事業について、1点目としては平成22年度収納率及び収納への取り組みについて、2点目はジェネリック医薬品通知サービスの実施についてでございます。

最初に、平成22年度収納率及び収納への取り組みについてであります。議員ご指摘のとおり、平成21年度の阿波市国民健康保険税現年度分の収納率は交付金減額措置の基準値となります92%をクリアすることができませんでした。このため、平成22年度におきましては昨年の反省を踏まえ、収納率の向上の取り組みに力を入れてまいりました。その結果、平成22年度の現年度分収納率は全体としては94.03%であり、収納額は8億2,669万4,090円となっております。また、調整交付金対象となる収納率におきましては93.33%で7億1,844万2,579円となり、平成22年度におきましては交付金のペナルティー対象となる92%を超えることができました。

次に、収納率を高めるための取り組みについてでございます。

8月から12月にかけて、税務課職員全員で7班体制を組織し阿波市内一円及び市外における広域な徴収を行ったほか、平日に面談できない人のために、12月、1月においては土曜、日曜の7休日を利用して戸別徴収や電話催促等に取り組みいたしました。また、税務課職員以外では、阿波市市税等収納率向上対策本部にお願いし、11月に主幹級以上の管理職75名による一斉徴収を行いました。また、税務課収納担当といたしましては、さきに述べました徴収事務のほかに、納税意識の希薄な者に対し金融機関及び生命保険会社等への債権の検査や勤務先への給与照会を実施するとともに、発見した財産等については差し押さえを執行しております。平成22年度における差し押さえ件数は、全体で

96件となっております。内訳といたしましては、預貯金が83件、生命保険2件、年金1件、給与5件、診療報酬費2件、所得税還付金1件、そのほか動産差し押さえが2件となっております。また、分納申し出者の方に対しましては詳細な生活状況の把握に努め、双方の話し合いのもと分納誓約100件の締結など、関係法令に基づきまして滞納整理における専門的な事務にも努めておるところであります。

加入者の方から負担をしていただく保険税は、国民健康保険会計歳入の基本をなすものでございます。収納率を高めることは、国保財政の健全化を図る上で大変重要なことでもあります。今後におきましても、加入者の方のご理解をいただきながら収納率向上のため努力をしまいたいと考えております。

次に、2点目のご質問のジェネリック医薬品通知サービスの実施についてでございます。

先ほどの議員のご質問の中にも説明がございましたが、ジェネリック医薬品とは厚生労働省におきまして先発医薬品と有効成分、製造方法、効能効果が同じ医薬品として新たに申請され認められました医薬品で、先発医薬品に比べ低価格となっております。ジェネリック医薬品の利用促進につきましては、医療費の抑制を図る有効な手段といたしまして厚生労働省も積極的に取り組みを進めているところであり、本市におきましても被保険者の自己負担額を減らし国保財政の健全化を図る上でこの取り組みは大切なものと考えているところでもあります。

現在、徳島県国保団体連合会におきましては、レセプトを電子化し業務の効率化を図るため、国保総合システムの導入を進めております。このシステムは、レセプトの情報をさまざまな分野で活用することができるもので、ジェネリック医薬品の差額通知におきましてもそのうちのひとつとなっております。このシステムにつきましては、当初本年5月に稼働を予定しておりましたが、全国的に不具合が発生し10月に延期となったため、これに対応しました本市のシステム改修事業も23年度に繰り越しをお願いしているところであります。

ご質問のジェネリック医薬品差額通知サービスの実施月についてであります。

システムを取り扱います本県国保団体連合会に確認したところによりますと、このサービスを実施するためには各保険者や県内医療関係機関との調整などの条件整備を行う必要があるため、通知発送時期は早くとも平成24年4月以降になるとのことでございます。このようなことから、現在のところ事業開始の明確な時期をお答えすることができません。

が、本市におきましては今後関係機関との協議調整を図りながら環境整備に努め、通知發送ができる状況となり次第、できるだけ早期に事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 樫原伸君。

○1番（樫原 伸君） 22年度の収納率は93.3%で、減額措置の対象とならなかった裏には市を挙げての取り組みがあったようでございます。依然我が国の経済は、震災の影響もあり低迷を続けており、さらに今年度は被保険者負担がふえることから徴収業務は非常に厳しいと思いますが、満額支給されるよう努力を続けていただきたいと思います。

ジェネリック医薬品通知サービスにつきましては、今私の前に理事者の皆さん二十数名おいでますが、少しお聞きしたいと思います。仮に皆さんが血圧が高く降圧剤を服用しているとして、阿波市から今あなたが服用している薬代は1万円でジェネリック医薬品に切りかえると6,000円になりますと、このような通知が来たら切りかえるという人、手を挙げていただけますか。

〔賛成者挙手〕

○1番（樫原 伸君） 全員でございます。やはり、皆さんは行政の立場ですので当然かもしれませんが、この定例議会の貴重な時間にむちゃぶりをしてしまいましたけれども、一般的には患者側からしますとジェネリック医薬品は余り効かない、効果がないとの先入観を持つ人が多く、何も自分が一番最初でなくてもいいんじゃないかといった徳島の県民性や国民皆保険制度によって医療費の負担が1割から3割と諸外国と比べ安いことから窓口での支払いに余り関心がないといった返事があります。

また、処方する立場の医者に聞きますと、ジェネリック医薬品に切りかえてしまうと製薬会社のMR、メディカルプレゼンティティブというそうですが、医薬品の適正使用のため医療従事者、ドクターですね、医者を訪ねることなどにより医薬品の品質、有効性、安全性などに関する情報の提供、伝達を主な業務として行う者のことですが、このMR等の機会がなくなり最新の情報が得られなくなるというそういったことなどもあり、ジェネリックへの切りかえはハードルが高く、県下の普及率は都道府県別では秋田県の17.5%に次いで2番目に低いということです。

医療費負担の軽減と国保財政の健全化に向け、さらに阿波市の国保事業の取り組み姿勢を市民に理解してもらうためにも、ぜひ他の市町村に先駆けて発表していただきたいと強

く思っておりますので、ただいまの答弁から来年4月からは実施できるものと拡大解釈をさせていただきます、最後の質問に移ります。

最近、また行政機関における不祥事が散見されます。

そこで、阿波市における法令遵守、危機管理についてお聞きします。

企業は、事業展開する中で常に危機と対峙しており、会社が大きくなればなるほどその危機も増大いたします。今や、あらゆる企業はコンプライアンス体制の整備とリスク管理体制構築に大きなエネルギー、経費を費やしているのが現実です。営利を目的とする企業と住民へのサービス提供が使命の地方公共団体では内容の違いこそあれ、企業、組織にとって法や規則を守り危機を未然に防ぎ、発生した場合に被害を最小化するためのリスク管理が不可欠なものとなっております。

阿波市においても、法令違反、個人的犯罪、阿波市が原因で住民の財産、身体に危害、被害を与えた事案、逆に阿波市が危害、被害を受けた事案、さらには地震や感染症など、阿波市に起因しない災害への対応についてのリスク管理をどのようにしているかお伺いします。

さらに、最初の法令違反イコール不祥事ではありませんが、昨年1年間だけでも鳴門市では業務中にアダルトサイトの閲覧とか、つい最近では徳島市職員が窃盗、県庁でも県土整備局技師の無断早退、中央病院の賄賂事件と、その都度市長が綱紀粛正に努め信頼回復に努めてまいりますといった謝罪の場面を何度も目の当たりにしております。阿波市においてはそういった不祥事は一切なく、職員の皆さん一生懸命業務に精励されております。ただ、コンプライアンス・リスクに関してとなれば、この平成15年に制定された個人情報保護法の中で気になることがありますので質問いたします。

個人情報保護法、正確には個人情報保護に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体の責務、基本方針の策定、国及び地方公共団体の施策などが定められているほか、個人情報取扱業者の責務として利用目的の特定、制限、適正な取得、取得時の利用目的の通知、内容の正確性の確保などが定められている法律です。

この個人情報保護法に関しては、昨年友人から問い合わせがあり、ペケペケさんという珍しい姓の人が阿波市にいるかどうか聞いてほしいと言われ市にお尋ねしましたが、個人情報保護法に関することなので、たとえ議員でもお教えできないと断られました。阿波市発足と同時に阿波市個人情報保護条例施行規則を制定し、こと個人情報の取り扱いに関しては職員の意識が徹底されていることがよくわかりました。しかし、市民4万人の生命、

健康、生活または財産に関する情報、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、阿波市の情報資産は情報システムで取り扱われているのも事実であります。そのセキュリティには万全を期すべきと考えます。

同じく平成17年に、阿波市情報セキュリティポリシーを制定し、機密性や完全性、可用性を明確にしていますが、その人的対策、物理的対策、技術的対策をわかりやすく説明してください。

さらに、その中で情報資産を脅かす事故の発生度合いや発生した場合の影響を考慮すると、特に認識すべき脅威は、まず部外者による故意、職員及び委託業者による過失、故意、そして災害、事故、故障と続きます。そのことを認識しているなら、たとえ市民、業者といった人を基幹パソコンのあるところに近づけることは問題があると思います。今の市役所の本所、支所では、公務エリア、面接エリアの確保は難しいと思いますが、部外者との対応は原則会議室または応接机にすべきで、阿波市の情報資産に対する姿勢を理解してもらうためにも必要な措置と思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 榎原議員お尋ねの阿波市コンプライアンス・リスクについて、1点目と2点目をあわせて答弁させていただきます。

コンプライアンス・リスクとは、阿波市でいえば業務遂行過程における過失や職員の行動が、法令あるいは事前に定められた規則等を遵守しないことから生じるマイナスまたは危険要素の可能性のことであると考えます。議員から詳しくお尋ねですので、長くなるかもしれませんがお許しいただきたいと思います。

昨今、地方公共団体は、個人情報の漏えい、公的書類の改ざんや飲酒運転を初めとする法令等違反、不適切な会計処理、文書の誤発送等、事務処理ミスของ公務員の不祥事が多く見受けられます。これまでの行政組織は職員の能力に依存してきたことやリスク対応はすべて事後的なものという意識を背景として、リスクと向き合いリスクを事前に統制するという視点やその対策のための仕組みづくりを軽視してきたことが背景であると考えられます。各地方公共団体において地方行政に対する市民の信頼を万全なものとするため、法令違反、不当要求の防止や不祥事発生 of 未然防止を目的として組織体制の整備に取り組んでいるところであります。

現在の本市の取り組みとしましては、自然災害、さまざまな疾病の感染等、有事の際には第1次的対応として担当部局で対応し、その内容に応じて庁内で対策本部及び会議等を

設置し、順次対応していく方法を講じております。また、議員ご指摘のように、コンプライアンス・リスク対策としましては平成18年6月に策定した阿波市職員倫理条例を基本とし、個別の業務過程の有効性及び効率性を再点検し、既存のルール of 整理、合理化を行うことが必要であると考えております。あわせて、人材育成を推進する研修の充実を図るとともに非常に重要であると認識しております。さらに、さまざまな情報収集を重ね、阿波市に適応した行動方針や推進体制の整備を検討していきたいと考えておりますので、ご指導、ご協力をお願いいたします。

続きまして、阿波市の具体的個人情報保護につきまして現状を説明させていただきます。

平成17年7月1日に、市が取り扱う情報には市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報等、部外に漏えい等をした場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれていることを踏まえ、それらの安全性を維持するための対策を整理することを目的とし、阿波市情報セキュリティポリシーを制定いたしました。続いて、17年12月には阿波市個人情報保護条例を設置いたしました。現在、それらを基本に運用をしているところでありますが、昨年8月10日には全庁的な情報推進委員会を開催し、特に情報システムを含む個人情報等の保護について協議し、その重要性の確認を行ったところであります。

また、具体的な現状対策を申し上げますと、物理的対策としまして1点目、本市のコンピューターを管理するサーバー室は施錠をし、電算担当職員のみ管理のための入退室を行っております。

2点目、コンピューターにおけるデータのバックアップは庁舎内の耐火金庫に保管し、庁舎外への持ち出しは行っておりません。

3点目、パソコン端末につきましては、住民基本台帳等を扱う基幹系システムと内部情報を扱う情報系システムに分けて運用しております。また、住民基本台帳等を扱う基幹系システムは、各担当課に業務ができるパソコン端末を設置してあります。担当課以外が利用する場合、担当課が利用を許可した後利用させるシステム運用を行っております。

続きまして、技術的対策につきましては、1点目、情報漏えいリスクを抑えるため、住民基本台帳を各市税、保険等住民の情報資産を扱う基幹系と内部事務情報を扱う情報系は、接続回線を物理的に分けて運用しております。

2点目、住民基本台帳等を扱う基幹系システムは、住民基本台帳ネットワークシステム以外は外部との接続を行えない構成で運用を行い、他人のコンピューターへの侵入、通信

によるデータ漏えい等を防止しております。

3点目、内部情報を扱う情報系はインターネット等に接続していますが、外部からの攻撃を防ぐ対策を講じ、情報漏えいリスクを抑えております。

4点目、また攻撃対象となりやすいホームページ用サーバーは、今年度から管理体制の行き届いた徳島県や他の自治体と協同利用しているクラウド型を利用し安全を高めるとともに経費節減にも努めております。

5点目、パソコン端末利用については、起動時に各個人のパスワードの活用によりセキュリティを高めております。また、各コンピューターの活用状況を記録し、業務担当課が必要な際、後で確認できるような運用を行っております。

人的対策につきましては、1点目、物理的、技術的対策を万全に行っても利用するのは職員であることを十分に認識し、職員及び委託業者にはデータの持ち出しを禁止しております。

2点目、職員についてはセキュリティ研修を常時行えるような体制づくりに努めております。

3点目、また定期的に情報漏えいの事例を掲げ、全庁的な啓発にも努めております。

議員ご指摘の職員が事務を行っているパソコン周辺に市民、業者等が入ってくると目に触れる位置にパソコン端末の画面があるのは事実で、職員が利用をしない場合、15分程度で画面が消えるように設定していますが、利用中の盗み見等を防止することはできません。現在の運用では、職員が席を離れる際、パソコンのスイッチを切ったり市民が業者等への対応に十分留意することが必要ではなかろうかと考えております。

また、市民への対応としまして、事案に応じて相談室等の数は少ないとはいいながら、個人情報保護には十分配慮し取り組んでおります。今後、コンピューターのみでなく、書類等も含め、現在の環境における最善の防止対策について協議し、全庁的に周知徹底したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 正君） 榎原伸君。

○1番（榎原 伸君） 阿波市では、コンプライアンス・リスク対策として内部統制の必要性を十分認識されていることは理解できましたが、残念ながら総合的な危機管理体制の整備にまでは至っておられないようであります。専門部署とまでは言いませんが、コンプライアンス統括者を決めて阿波市全体のリスク管理体制を構築し、私がさきに上げたリス

ク事案ごとの内容の洗い出し、また報告の基準、対応などを明確にして危機を未然に防ぎ、発生した場合の被害を最小化するよう努めていただきたいと思います。

阿波市においては、個人情報も含めてシステムの安全性維持にある程度のレベルで物理的、技術的措置が講じられているようですが、個人情報を漏えいした場合、その組織の信頼は失墜、また賠償に費用もかかります。阿波市も、電子納税などIT化を進めれば進めるほど高度な安全性が求められ高度な対策が必要となると思われますので、人的、技術的、物理的措置のレベルをさらに上げて、私たちの重要な情報資産の安全、適切な管理をお願いして、すべての質問を終わります。

○議長（吉田 正君） これで1番樫原伸君の一般質問を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時40分 休憩

午後1時45分 再開

（19番 稲岡正一君 出席 午後1時45分）

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番松永渉君の一般質問を許可いたします。

松永渉君。

○7番（松永 渉君） 7番松永渉、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

まず、地域公共交通についてであります。

阿波市においては少子・高齢化が進み、人口減少時代へと入りました。今までの人口が増加し、経済が拡大し、税収が伸び、行政が少々の無駄遣いのできた時代は終わりました。国の財政はもとよりあらゆる行政のシステムが破綻の危機にある中、地域公共交通においても利用者が減少し、経営環境の悪化が起こり、路線の廃止、縮小、減便によりサービスが低下し、さらなる利用者の減少、税金の投入という負のスパイラルに陥っています。

この衰退しつつある地域公共交通体系を見直し、持続拡大可能なシステムに転換していくために、従来からの地域公共交通である路線バスも含めたさまざまな交通システムを比較検討し、地域の実情に合った地域公共交通体系を早急に構築すべきと考えるが、今後の地域公共交通への取り組みはどうなっているのか、答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 松永議員の地域公共交通について答弁させていただきます。

まず、1点目の現状と問題点についてですが、阿波市の現状は、地域公共交通の軸となる鉄道がない上に路線バスも多くの路線が廃止となったため、市西部を市場交通、市南東部を徳島バスが運行されているのみとなり、市民にとっては気軽に公共交通機関を利用することが困難な状況となっております。今後の少子・高齢化等にかんがみ、地域に住む人々が安心して日常生活を営むことができるよう、地域公共交通の維持や公共交通空白地区の解消など生活の足となる基盤の整備を進めていくことは重要な課題となっております。しかし、公共交通空白地域の存在や低い公共交通サービス水準と少ない利用者数、地域住民の認知度の低さ、従来の路線バス等ではカバーし切れない生活圏域の広がりや急速な高齢化による交通弱者の増加と地域の足の確保など、阿波市の地域公共交通における問題は多く存在しております。

次に、今後の取り組みについてですが、阿波市の地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、平成21年9月に関係機関で構成する阿波市地域公共交通会議を設置しました。その会議におきまして地域公共交通に関するアンケートを行い、平成23年3月に阿波市地域公共交通連携計画構想素案を作成しました。

その中で1点目、地域で公共交通を育てていくという意識の醸成、2点目、将来も地域で生活し続けるための新たな公共交通体系の構築という2つの基本方針を掲げております。しかし、この基本方針に沿った新たな公共交通の導入を含めた阿波市全体の地域公共交通体系の早急な検討については、現時点では市民は高齢となったときの公共交通の必要性を感じつつも自動車に依存している状況のため時期尚早の面があります。

そこで、この基本方針には2段階で取り組んでいくこととし、第1段階として少子・高齢化社会の到来、厳しい地方財政といった状況の中、将来にわたって利用し続けられるよう住民がその必要性を再認識しみずから利用していく意識の醸成と促す取り組みを実施すること、現状の公共交通サービスは最低限のものとして維持していきたいと思っております。

第2段階として、市民の公共交通に対する認識の深まり、その必要性が浸透してきた状況でバス路線の維持や利便性の向上、コミュニティーバス、乗り合いタクシー等の導入等、既存の送迎バス、提供車両の有効活用等により、市民ニーズにマッチする効率的な地域公共交通体系を構築し交通弱者等市民の移動手段を確保していくこと、市民と交通事業

者、行政が協同し、地域の特性に応じて公共交通サービスの改善策を探り、よりよい公共交通サービスを育てていきたいと思ひます。

この中에서도、特に新しい公共交通サービスの導入、つまりはバス路線の維持や利便性の向上、コミュニティーバス、乗り合いタクシー等の導入のことと、既存の送迎型サービス提供車両の有効活用等とごさいます。などの地域公共交通体系のさらなる構築については最も重要な案件でありますから、今後も開催する阿波市地域公共交通会議でこれから検討協議してまいりたいと思ひます。

阿波市の地域交通の現状及び市民意識の状況等にかんがみ、平成23年からの前期5カ年で、地域に欠かせない社会基盤としての地域公共交通についてイベント等を通じてその必要性を市民に周知し認知を深め、地域住民で守り育てていくという意識の醸成を図ること、平成28年度からの後期5カ年で前期5カ年の進捗チェックを踏まえ、適時修正を行い見直し計画を立てること、また見直した計画に基づき、できるだけ早期に計画の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 今の答弁をいただきましたけど、何か何も動かないのかなというような気がします。現状そのまま置いといて本当にいいものなんかどうか。例えばの話、現状の市場交通の路線バスは、1路線1回当たり乗車人数は定員29人乗りの車に平均多いところで1.5人、少ない路線では平均0.5人であり、さっきも言われたように利用者は阿波市民の1%にも満たない状況であります。

また、阿波市からの補助金は平成22年度、562万6,000円にもなっています。税金を効率的に公共交通サービスにつなぐ上で大きな問題であります。

さらに、阿波市には、高齢化、核家族化が進み、自家用車利用困難層も拡大しています。また、さっきも言われたように、路線バスがない地域やバス停まで遠く高齢者には利用困難な状況もあります。高齢化の進む阿波市において、高齢者の便利で安全・安心な移送手段の構築は早急に取り組むべきだと考えております。

せっかく昨年ですかね、阿波市地域公共交通連携計画というものができました。本当にすばらしい内容で、いろんな分析もやられていますし、新たな公共交通のやり方、いろいろと書かれております。23年にこれだけのものをつくって、あと5年間は意識を醸成するだけやと。そんなばかな話ないと思うんですね。なぜそうなるんか。必要がないのか。

現状が満足なのか。また、本当にじゃあもう簡単に、去年1年かけてこれだけのもんを事務局つくったんやけど、ことしは一体何をされるのか。いつどのようなイベントをしてという実績を上げて意識の醸成の評価はどうやっていかれるのか。答弁を求めます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 松永議員の再問にお答えさせていただきます。

この地域公共交通連携計画につきましては、去年23年度で行いまして、中身の分析等、非常に今議員も言われましたようにしております。

いざ今年度からどういうことかということにつきましては、議員のご指摘は当たっていると思います。それで、具体的にどういうことをするのかということにつきましては、これから行事のたびに各課横の連携を図って、これからこういう調整、精神的なものですけれども、意識の向上、認識、認知度を上げていくということをイベント、具体的に今何って言われましたら頭にはありませんが、これから協議してそういうことを具体化しなければならぬ。これが、これから24年度以降の役目といたしますか、それが任務だと思っておりますので、これをさらに具体化できるようにやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 多くのお金をかけてこんだけ素晴らしいものをつくって、またこの内容なんか見て、本当に自分でつくった人間ならさあ動かそうかっていう意欲満々になると思うんですけどね。それが5年間もう何も意識の醸成だけするような話になっています。それと、今年度はまだ何も考えていないという。計画も何もないという状況なので、最後に市長に一言お聞きいたしたいと思っております。

美馬市では、今月から乗り合い形式で希望の場所へ移動できるダイヤモンドバス、美馬ふれあいバスの試験運行を始めました。阿波市においても、地域地域の実情に合った移送手段が必要であると思っております。例えば高齢化、過疎化が進む中山間地には、自家用車有償旅客運送を取り入れた場合、自家用車であるために税金の負担が少なく、予約制で効率的に運送できる。また、自宅まで送迎することで利便性が上がります。さらに、地域の人を移送することにより地域での支え合う心を醸成し、地域力の向上にもなります。高齢化、過疎化など、地域の特性を生かした公共交通を新たに構築することによって税金の効率的運用、サービスの拡大、地域力のアップ、移送以外のサービス、外出支援や生活相談、大型

ごみの運送等に広がり、一石二鳥にも三鳥にもなります。厳しい財政状況の中で最少の経費で最大の効果を生む取り組みを早急に進めるべきだと思いますが、市長の見解をお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 松永議員からは、中山間地域あるいは山間部の地域交通の公共交通の整備というようなことでご質問です。

特に今一つの言葉がありましたけれども、地域のきずなっていう言葉がありました。これについては、今回の東日本大震災でマスコミが最もよく使われた言葉じゃないかな。私、今21年、阿波市の地域公共交通会議、あるいは22年ですかね、阿波市の地域公共交通の連携計画、これについてはたしか副市長が座長を務めたと思っています。この中で、何とかこういう厳しい財政状況の中で中山間あるいは山間部の高齢者の方の足を確保できないか。特に買い物、あるいは病院への送迎、そのあたりを重点的に考えてほしい、検討課題としてほしいというような話はしました。

その中で、バスっていうのは例えば阿波の商店街西原の。あそこも商店街みずからがバスを出してるんですね、送迎バスを。あるいは、ほかにも随分と、例えばスイミングクラブとか、ちょっとうちの管轄じゃないですけども。そういうふうな同じところを同じバスが走っている。あるいは、今市場交通の話もありましたけれども、これも同じところを同じものが走っている。何とかこういう高齢者の足を確保するために、しかも経費を節減するために何とかできないだろうか、そんな提案もしたことがございます。

そんなところから、恐らく松永議員が考えているのを、例えば個人の自家用車、そのあたりを地域の方が同じきずなの中で利活用をしながら何とか買い物、あるいは医療機関へ高齢者の方が足として使うようなことはできないかっていう想定だと思います。これについては今回のこの会議の中身に入ってるかどうか、連携計画、入っているかどうか私も中身は見てません。そのあたりをもう一回確認しながら検討したいと。

ただ、個人の自家用車に高齢者の方を乗せるとなると、やはり事故の問題とかいろんな問題が起きてくる。そのあたりは、我々が保険金の援助とか立てかえとか、何かそんなことで支援できないものだろうか。となると、やはり一種の福祉っていうんですかね、そんなところへお金をつぎ込んでもいいんじゃないかと考えております。

なお、さらに23年度につきましては、交通の連携計画、2年間せっかく計画やっていますので引き続いて23年も実行するよう、実施計画ができるよう再度検討するように指

示したいと思っています。よろしくご理解、ご検討をお願いします。

なお、さらにいい知恵、アイデアっていいですかね、その点もありましたらぜひとも私どものほうへお願いしたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 市長が言われたとおりいろいろ研究してもらって、財政も厳しいときでありますんで、本当にもう政策そのものの中に常に地域同士共助の心が、お互いを助け合う心が芽生えるような政策でやって、研究して今後進めていってほしいなと思っております。

阿波市においては高齢化社会が進む中、高齢者などの交通弱者が安心して日常生活を送るために通勤、通学、買い物や通院などにおいて最低限必要な外出手段の確保は公共福祉の観点からも必要であります。地域の実情に合った地域公共交通体系を早急に構築することを要望し、次の質問に移ります。

次に、防災対策についてでありますけれども、防災対策についてはさきに多くの議員が質問されましたんで、私は端的に身近な問題を少しだけ質問させていただきます。

東日本大震災のような広域的な大地震が起きてがけ崩れ、道路や橋の損壊により通行不能や電柱が倒れ電線が切断され、ACN、NTTの通信が不能になったような場合に、身近な問題として僕たちがまず地震が起きて一番困るのはけがした人をどうするか。通常なら救急車で15分か30分で来てくれるんでしょうけど、広域的な災害になってきたときにはこれはないと思うんですね。その場合、応急処置ができる人材の育成をどうされるのか。また、その地域別にそういう人を確保する必要があると思うんですけれども、それらのことについて今までどういうふうに取り組まれているのか、また今後どう取り組まれていくのかっていうのが1点。

もう一点は、情報管理の問題であります。

やっぱり広域災害が起きて重体の人がおるとか崩れかけている場所があるとかというのに緊急に防災拠点なりに通信を送る場合、NTTとかACNが線が切れてあかん、携帯は混乱しているというような場合、今のところどういう方法で山のほうからそういう重体の人がおるとい通信の方法、これはどういうふう考えられているのか。

それから、3点目に避難所対策ですけれども、さっきも言いましたけど、やっぱり一番困るのはけがをした人の応急処置ができるかどうか。食料とかいろんなものは今家庭でも3日分ぐらいの冷蔵庫に入りますんで。この応急、吉野川市が何か、岩本議員が言った

ように、50人用の応急処置資材を避難所に置いてあるというような話もされました。そういう応急処置の資材の備蓄、各避難所に置いてあるのかどうか。

それと、もう一つは、高齢化が進みましたんで、少のうとも避難所へ行くこと自体が危険であったり避難所まで行けない状況っていうものが出ると思います。これ自主防災組織にも絡んでくるんでしょうけど、地域地域でサブ的な避難所の検討、こういう状況のときはこういう地域の近くに避難所を設けなさいよっていうようなそういうことの検討というか、そういう対策っていうのは立てられているのかどうか、見直しでなくて現在までに立てられているかどうか。お願いします。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 議員の再問にお答えさせていただきます。

災害時における措置ができる人の育成についてっていうことですが、まず1点目。阿波市の職員は、平成21年度、22年度及びことしの4月に、職員研修の一環としまして計201名が普通救命講習を受けて受講しております。21年度では116名、22年度で59名、23年度で26名っていうようなことで受講しております。また、阿波市の消防団員につきましては、旧町消防団時代から多くの団員が普通救命講習を受講しております。受講から数年たっておりますし、また退団、入団の関係を考慮しても約半数ぐらいの方は受講をしているんじゃないかと思われます。また、市が実施した各種訓練のうち、応急処置をその訓練に取り入れたもの、昨年実施した日開谷の訓練のように実施しており、自主防災組織においても応急措置を訓練に取り入れているところもございます。

それで、もっと具体的っていうんですか、議員はけがをされたりとかそういう場合のことも想定されておるのかもしれないけども、そういう方につきましては今後どのようにしていったら対応できるかは検討が要ると思っております。ただ、職員も限りがありますので、やはり地域の方にそういうものを覚えていただく、簡単な処置というものです。だから、そういうことも今後の訓練に当たりましては、避難訓練とかそういうときに取り入れられるように考えてみたいなど、このように思っております。

また、2点目のACNとかのこういうものがだめな場合はどうするかということなんですけども、災害時の放送は今ACNの音声告知機、またACNの文字放送や広報車等により実施することということにしております。仮に、ACN系がだめな場合を想定した場合、広報車や消防車両に取りつけられております放送機器を使い、必要な場所を巡回し放送することが一番に考えられるわけです。東日本大震災におきましても携帯電話っちゅう

のはなかなか活用できない面もありますので、これにつきましてなかなか難しい問題はあると思います。

それで、広報車とかそういうものを万が一のときには使わなくてもいいように、やはりこれまでも議員の説明で申しておりますけども、公助から自助へっていうことがありますので、そういう当日の被害の日までにそれぞれの個々の方が地震がいつもと違うっていうときにはどう行動すればいいかっていうことを考えていただく、そういうことが大事だと思うんですね。だから、家においても、広報車とかそんなことを考えないで、家でも常日ごろ大きな地震が起きたらどうしたらいいか、どうやって逃げていったらいいか、どの道で避難所まで行くべきか、そういうことをやはり自分たちでもって考えていただく。本当に災害に遭ったときってというのはなかなかいろんなものが役割を果たせないっていうことが考えられますので、そういうことでこれを徹底しなければならない。その徹底する公助から自助、ですから自分たちでしていくっていうことを頭に置いていただく。

そして、また地域の方々にやっていただく共助っていうことも非常に大きな役割。普通災害のときには、自助、公助、共助っていうのがありますが、自助が7割、共助が2割、そういうこともありますけども、ですからそういう面を大事にしていただいて、当日の広報ってというのはなかなか難しいなっていうこともあります。ですから、自助っていうことをやはり強調したいなと思います。

あと、避難所に行けない方、これについてどうなのかということなんですけども、議員、サブ的な避難所的なものをお考えのようですけども、これにつきましてサブ的な避難所ってというのはそこが果たして地震に耐え得るかどうか、そんなこともありますので、本当に行けない方につきましては近くの方が自主防災組織とかそういう段階で、あそこにおじいちゃん、おばあさんがいるわということで、だれがあそこの方のところへ行って連れ出すとか、そういうことをやはり考えていただいたらいいのではないかな。そういうのがやっぱり大事なことなんではないかなと思っております。我々行政に携わる者、当日ってというのはなかなかできることってというのは少ないと思いますので、その日までにできる範囲のことを想定してやっていただけるようにするのが我々の務めじゃないかと思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

また、資機材につきましては、きのうですか、岩本議員も言われましたけど、吉野川市が非常に多く資機材を貸与しているってようなことでしたけども、あそこにつきましては地域が非常に広範なんです。うちの自主防災組織と違いまして随分広範なんで

すね。ですから、金額もある程度多額のことを貸与できるかなと思うんですけども、阿波市の場合には自主防災組織が非常に小さいわけです。ですから、今1カ所で10万円というふうなことで貸与をしておりますけども、うちらにおきましてその自主防災組織で必要なものを考えていただいて今貸与、用意していただいているちゅう状況ですが、小さな組織で10万円単位ですけども、余り買えないとは思いますが、それにつきましても今後いろいろとどこまでできるのか、再度考えて見直しするちゅうことも必要なのかなあとは思っております。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田 正君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 応急措置をされる人は、職員なんかは今訓練というか研修を受けているってことですけど、僕が言いたいのは職員が来るわけじゃないけん、地域地域で倒れたときに必要なじゃけえ、やっぱり地域で看護師さんとか医療関係者も見つけることも必要であろうし、地域のことでもあるんじゃないけど。それとか、その地域でそういう人をさっき言われたように訓練して行ってほしいなと思っております。

それから、情報っていうのは流すだけでなしにこっちが危ないから向こうへも発信塔、収集塔、住民が両方できないかんで、僕は答え欲しかったんは、防災無線がどれぐらいのどこにあってどれぐらい応対、発信と情報の受信にできるかなという部分がちょっと聞きたかったということでもあります。

それから、資機材については言われるとおりの話だけど、僕が欲しいんは応急措置の資材だけ、僕が欲しいのは、もうけがをどうするかっていうやつが欲しいと。あとのことはだれか地域ができるだろうなと思っております。

これからいろいろな見直しが行われると思うんで、その見直しの中で今言った3点についても検討をしていただけたらいいかなと。それで、部長が言うとおりに、もう僕も災害は自助だと思います。災害時と災害直後はもう自助、共助以外ないと思っております。行政が手を出せる部分ではないと思っております。

本県では、今後30年以内に60%の確率で南海地震が起こるとされ、東海、東南海・南海の3連動地震の可能性も指摘されています。阿波市においても、東日本大震災を受け防災対策の見直しと強化を進めていますが、市民の皆様には災害に対して市長の言うとおりに自分の命は自分で守る、自助の行動が災害時の8割の命を守ると言われています。常に、災害に想定はないということに意識し、常に家族や周りの人と防災対策を話し合う。災害中には、常に刻々と変わっていく状況の中で最善の逃げ道を探し続けることをお願い

して、私の質問を終わります。

○議長（吉田 正君） これで7番松永渉君の一般質問は終了いたしました。

次に、続きまして9番樫原賢二君の一般質問を許可いたします。

樫原賢二君。

○9番（樫原賢二君） ただいま議長の許可をいただきましたので一般質問に入りますが、その前に、1,000年に一度というこのたびの東日本大震災は未曾有の被害をもたらし、6月8日現在、死者が1万5,391人、行方不明者8,171人と、死者、行方不明者を合わせますと2万4,000人に達しようとしています。また、避難者も9万人を超えておるといってございまして。また、阿波市では、4月8日から現在まで、阿波市のすばらしい17名に上る職員を宮城県気仙沼市南三陸町、石巻市宇田川町に派遣し、支援活動を行っており、被災地での避難所運営や医療、救護活動などの人的支援や支援物資の集配などの物的支援に取り組んできたとのこと、心より敬意を表する次第でございます。また、亡くなられた方、また行方不明者の方、また避難者の方に、心よりお悔やみ、またお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、このたびきのうからきょうにかけての一般質問の中で諸先輩方々から、また議員各位からの一般質問の中で、庁舎問題も一区切りついたかなというような感じでゆうべは一握りのうれしさを感じた次第でございます。また、私が去年の3月28日になって以来、土成町を考える会、また市長リコール運動と、いろいろ激しい1年でしたが、大きな事業に一步一步と進んでいきよるなあということで私はうれしく思った次第でございます。

それが私の気持ちでございますが、これから忠告してございませうように、阿波市人口減について、その次、保育所の民営化について、次は市場町グラウンドゴルフ場及びパークゴルフ場についての3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目の阿波市人口減についての質問をさせていただきます。

阿波市人口減につきましては、合併当初は4万3,116人であり、17年度に亡くなられた方が535人、生まれた方が258人、18年度では亡くなられた方が511人、また生まれた方が278人、19年度では亡くなられた方が543人、生まれた方が252人、20年度では亡くなられた方が512人、生まれた方が267人、21年度では亡くなられた方が501人、生まれた方が247人、22年度では亡くなられた方が560

人、生まれた方が251人でございまして、平成23年3月31日現在では2,160人の人口が減ったわけでございます。

このような状況では、非常に今後阿波市にもどんどんと人口が減っていきますので、市としてはどのような対策に取り組んでいくのかご答弁をいただくわけでございます。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 樫原議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

阿波市の人口減についてということで、市民の人口が合併当初より数千人減っているが、産業振興にどう取り組むのかというふうなご質問でございます。

今、全国的な少子・高齢化に加え都市部への人口流出、農業従事者の高齢化や後継者不足などが景気低迷とも関係をいたしまして、日本の経済はこれまでにない低迷した情勢が続いております。人口減少にも歯どめがかからないというふうな状況にもあります。

平成22年に実施されました国勢調査の速報値を見ますと、大都市圏を抱える都道府県以外の38道府県では人口が減少しております。全国の1,728の市町村では、4分の3に当たる1,321の市町村で減少しておるということでございます。徳島県の状況につきましては78万5,873人で、前回に比べて2万4,000人の減少になっております。本市においても同様の傾向にあると思われまして、先ほど議員が言われたとおりであります。

それで、まず農業振興課の取り組みについてでございます。

本市の基幹産業であります農業への取り組みといたしましては、これまで実施してきた主な事業を申し上げますと、強い農業づくり交付金事業、さらには中山間地域等直接支払事業、また平成22年度には戸別所得補償制度の推進、とくしま強い農林水産事業づくりや森林整備加速化・林業飛躍事業などに取り組んでまいりました。

近年の農業は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加など問題が山積をいたしております。これらの早急な対策が必要となっております。今後におきましても、地域の主要産業であります農業の持続的発展のため、従来からの施策に加え、昨年度策定をいたしました阿波市農業振興計画に基づく活力ある阿波市農業振興事業として、1つ、阿波市ブランドの推進、2つ目、地産地消の促進、3つ目、集落営農組織の推進を柱として、市単事業の補助事業を実施することによりまして、本市の農業後継者や担い手の育成、さらには就労の場の確保に努めてまいりたいと考えております。そして、そのことが人口減少の防止策

につながるよう、県さらにはＪＡなど、農業関係団体とも連携を図りながら農業の振興を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、商工観光課の取り組みについてであります。

主な事業といたしましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に取り組んでおります。また、市民の暮らしを支える商業の振興に向けて、商工会とも協力しながら魅力あるにぎわいある商店づくりに努めてまいりました。プレミアム商品券事業を継続的に実施し、商店の活性化と市民の購買意欲の向上に努めております。また、この５月に設立いたしました阿波市観光協会においては、今後の市民の皆さんのご意見等も取り入れながら、また商工会、ＪＡとも連携し、各種のイベント等を実施し、いろんな施策を展開してまいりたいと考えております。

さらに、企業誘致につきましては、昨年９月に本市の県営西長峰工業団地にＬＥＤ等の精密表面処理を扱うメテック北村の誘致が決定をいたしました。現在工場の建設が進み、本年７月末には完成の見込みであります。１２月過ぎには操業を開始する運びとなっております。今後、残る１区画につきましても、県とも連携を図りながら優良企業の誘致を進めることにより、産業の振興と雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

それで、今後も農業を初めすべての産業の振興を図るとともに、雇用の場の確保と人口の増加につながるような施策の検討、そして実現に向けての取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 樫原賢二君。

○９番（樫原賢二君） ただいま田村部長から前向きな、また阿波市発展の基本柱のご答弁をいただきました。非常に心強く思っておる次第でございますが、私も実は財政課の遠度総務部長に１人亡くなったらお金は何ぼ交付金が減るんですかと、こう聞きましたところ、１人亡くなられたら１４万２，０００円損するんだと。また、逆に生まれたら１４万２，０００円得すると。しかしながら、亡くなるのが５００人余りと、生まれるのが２５０人余りと。次第次第と国の交付金は減るので、ますます阿波市の財政は厳しくなるということでございますので、遠度総務部長、ひとつこの点、もう一丁踏み込んだところで、私は実は若いときに常会に世話好きな人がおりまして、名前は、今はもう亡くなっておりませんが、その人が私のとこへひょこひょこ参りまして、あんたとこのはちっと嫁が欲しいないかと、こういうふうな話でございまして、実は欲しいんじやと、こう言いま

したところ、ほな見合いするかと、こういうことで見合いいたしました。ここにおる人全部そうと思いますが、見合いの方もおれば大恋愛の方もおるし、いろいろおります。しかしながら、私は見合いいたしまして、そこでお吸い物を3杯食うたところ、あんなずうずうしい男に嫁はやれるかと、こういうふうな手厳しいご批判をいただきまして、泣く泣く、美人であるしこれは調子ええなど、こう思うんですが、結果的にはふられたと、こういうことでございます。再質問でございますので、力強いご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 樫原議員のご質問にお答えさせていただきます。

その前に、まず日本の人口っていうのが去年、2010年の国勢調査の速報値でございますが、日本全体が1億2,805万6,000人ということで、ちょっと日本全体の人口は去年増加ということになっておりますが、徳島県の人口を見てみますと、1950年が87万8,511人ということでピークでございました。去年の国勢調査の速報値ですが、78万5,873人ということで、80万人を切っているということでございます、3%減ということで。同様に阿波市の人口、これも国勢調査の速報値ですが、3万9,255人ということで、5円前の数字に比べまして1,821人の減というようなことで人口が減ってきております。

そこで、議員のご質問ですが、普通交付税に関して申し上げさせていただきます。

前提条件を申し上げます。国勢調査人口と普通交付税についてということでございますが、あくまで平成22年度普通交付税算出資料によりまして、阿波市の国勢調査人口を平成17年、5年前の数字でございまして、4万1,076人ということで設定しまして試算しますと、この国勢調査の数字というのは5年間同じように使われます。年々交付税の算定をするときに変わるものではございません。それで計算しますと、阿波市の一般会計の依存財源の柱であります普通交付税に影響を与える基礎数値であります1年間で500人死亡するとしますと、普通交付税の基準財政需要額において人口1人当たり、議員も先ほど言われましたが、14万2,000円の需要額であり、500人死亡しますと人口が減少し、7,100万円ほど減収することになります。

逆に、1年間250人生まれますと、普通交付税の算定の基準財政需要額において人口1人当たり約14万2,000円、これは同じですね、需要額であり、250人生まれますと人口が増加しまして、その分約3,550万円の増収ということになります。

阿波市の減少が現在1年間で500人死亡し250人の出生であるならば、プラス・マイナスしますと250人減少しまして普通交付税は3,550万円の減収、減るということになります。したがって、人口が増加すれば、市内の行政サービスに使用できる普通交付税は増加し、人口が減少すれば普通交付税もちろん減収になるということでございます。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田 正君） 榎原賢二君。

○9番（榎原賢二君） 再々質問で、これでご答弁は結構でございますので。

実は、この問題を我が会派、阿波みらいの会長にご相談し、また議員各位とともにいろいろお話をしてまいったんですが、これはもうただごとでない、ほっとけんということで、あすに向かって花咲く出会いの環境づくりをやっていこうということで、阿波みらい会長ほか我が会派8名、一枚岩となって阿波市全体の若者、前回3月議会で私が一般質問いたしましたときに、男の人が30%、女の人が約15%、未婚の男女がおるということで、そのときのご答弁が、阿波町が8名、市場が8名、土成が8名、3町24名、吉野町はお世話人がおらんと、こういうふうなご答弁をいただきました。非常に残念でございますが、我が会派も一枚岩となってお世話する以上、ここにおられる管理職の皆様、どうぞ実績を1つでも2つでも残すように。私はきょうまでに21組お世話をしております。やはり、最初にご説明しましたように、昔は媒酌人というのがおまして、結婚適齢期ときにはつり書をようけえ持って、ほんで右へ行き左へ行きと手間暇かかるんです。愛はなかなか芽生えんです、愛は。

この項につきましてはこれで終わらせていただきますが、続きまして保育所の民営化についてでございます。

阿波みらい会長ほか8名で吉野川市の山瀬保育所の現状、内容とかの勉強会に行きました。その後、公設民営化特別委員会を5月24日に開き、理事者、委員の活発な意見のもと、有意義な委員会で行いました。さて、阿波市への各保育所は大きく定員割れをしている現状、また保育所がたくさんございます。

まず、八幡第二保育所では37%と、一条保育所では57%、大俣保育所では68%であり、100%の保育所は1件もございません。

そこで、吉野川市では既に2つの施設が民営化され、120%の働きをしておるのが現状でございます。保育所の民営化の意義とは、まず保護者が子育てしやすい環境づくり、2番目に子供にとってわくわくする環境づくり、保育士が安心して働ける職場づくり、4

番目に行政の負担の軽減につながるということでございます。

現在の阿波市の運営状況につきましては、朝は8時30分から6時まで、土曜日は8時半から12時15分、祝日は預かっておらないわけでございます。それと、9カ月目に入らなかったらお子様を預からないというのが阿波市の現状でございますし、また別途に別料金を払えば、朝7時30分から7時までと。また、この別料金の金額につきましては、月2,500円、日に直せば1回当たり250円と。これが阿波市の現状でございます。

先ほど申しあげましたように、非常に昨今厳しい環境が続いておりますし、第1項で申しあげましたように人口が減っております。どうぞ新婚の新しい世帯がどんどんできるように我々祈っておるわけございまして、この保育所の預かる時間、これをどうしても山川町、山瀬保育所のように、朝7時から6時まで、またこの保育料につきましては市が設定した保育料でサービスが受けられておるわけでございます。延長保育につきましては、午後6時から午後7時までと、月額1,500円。土曜保育は午前8時から午後6時。1日800円で月額が3,000円。ほんで、祝日、祝日というのはお祝いの日でございますが、この日は午前8時30分から午後5時30分、1日2,500円。保育受け入れ年齢は、阿波市と違いまして6カ月。6カ月から場合によっては2カ月からとなっております、また入所させてくれという方がたくさん待っておるとというのが現状でございます。

また、阿波市の保育士の正規職員は63名ございまして、臨時職員は114名となっております。また、臨時職員におきましては10年以上の方が28名おられるわけでございます。このような形で運営をされておるわけでございますけれども、子供というのは並や大抵でできるものでございませぬ。そういうことで、私は強く民営化を推薦をしておるわけございまして、どうぞこの点につきましてご答弁をいただくとともに、念のために申し上げますが、ゼロ歳児では国の分が2分の1、県が4分の1、市が4分の1と。計、国が7万5,480円、県が3万7,740円、市が3万7,740円ということで、ゼロ歳でございます。1、2歳は9万180円、3歳は4万4,550円、4歳児以上は3万8,472円ということでございますので、まだなおかつもう最後まで全部質問してまいります、それによりましてご答弁をいただきます。

この民営化した場合の給与規程はこのようにございまして、皆さんがいただく給与規程と全く同じと思っておりますが、これで正社員に採用できるというような民営化になればできるということをお聞きしました。どうぞ十二分に検討していただいて、よろしく願いを申し上げます。

これで民営化の問題につきましては質問を終わらせていただきますので、すばらしいご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 9番檜原議員の保育所の民営化について。

1点目の吉野川市では、既に2つの保育所が民営化され保護者に喜ばれているということについてお答えをいたします。

吉野川市におきましては2カ所の保育所に指定管理が導入され、鴨島中央保育所が平成21年4月から、また山川東保育所が平成22年4月1日から運営を行っています。指定管理を導入することにより、開所時間の延長や、特に山川東保育所におきましては祝日保育や独自サービスが拡充されています。また、その他の公立の保育所におきましても、相乗効果で開所時間の延長などサービスの充実が図られています。両保育所につきましては、公立の保育所が運営していたころから人気の高い保育所であったようであります。指定管理を導入することによりまして、さらに充足率が高くなっておると聞いております。保護者にとっては、就労支援の面からも有効であると考えられます。

阿波市におきましても、今後指定管理を導入することによりまして保育サービスの充実、祝日保育の実施など、また公立の保育所と切磋琢磨し、保育サービスの向上が期待できるものと考えております。

次に、議員ご質問の中の吉野川市の保育所では、生まれて2カ月の乳児から預かっている保育所があるというようなご質問でありまして、平成23年第1回定例会におきましても、議員からは安心して子育てができる環境づくりのために生まれて2カ月の乳児から預かってはという一般質問をいただいたところであります。

阿波市では、11ある保育所のうち現在7つの保育所でゼロ歳児、生まれてから8カ月を過ぎた乳児をお受けしているところであります。阿波市の保育所の現状を考えると、2カ月児の受け入れについては難しいと考えています。

その理由の一つとして、1点目に乳幼児突然死症候群の問題があります。生後2カ月から6カ月に多く、睡眠中に突然発病し呼吸がとまる病気です。そのために、少ない職員数では対応が難しい。

次に、2点目には現在の保育室の現状です。2カ月児を受け入れますと、保育室が足りなくなりまして、2カ月児から11カ月の子供を同じ保育室で対応することになります。同じ部屋で保育しますと、まだ歩けない子、はいはいする子、歩き始めた子が一緒にいる

という、非常に危険を伴うこととなります。

いずれにいたしましても、保護者が安心して預けられ、また保育する側も安全に保育するためには、施設の整備や保育士の配置が重要であり受け入れは難しいと考えております。

次に、市内の保育士で何十年も臨時のまま勤務しているがというようなご質問でありますけれども、阿波市におきましては臨時保育士の採用については毎年募集を行い、面接を通して採用している状況です。市内の保育所で長年臨時保育士として保育に携わっていただいている方がおいでになるのは十分承知いたしております。市の財政状況などを考えた場合、現在では正規の職員も含め保育士を多く採用することは困難な状況であります。臨時保育士に負担をかけていることも理解をいたしております。臨時保育士の待遇改善についてでございますけれども、臨時保育士の任用や処遇面については臨時的任用職員の取扱基準に基づいて行っております。この基準を平成23年4月に改正したところであります。この基準で運用しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 檜原賢二君。

○9番（檜原賢二君） ただいま部長からご答弁いただきましたが、先ほど私が申し上げましたように阿波市で公設民営化の委員会も開きまして、松永総務部長に今後民営化に向かって十分協議して、隣接町村がやっておるんだから我が阿波市も取り組んでいくというようなご答弁をいただけるものなりと、こう思うておった次第ですが、なかなかその言葉はまだいただけませんが、今後十二分に検討をしていただきまして、私が先ほど申し上げましたように、若い人は結婚されて、私も知り合いも知っておりますが、吉野川市のように預かってくれたらいいのになという方もおられます。そういうことに謙虚に耳を傾けていただきまして、この項につきましてはこれでご答弁は結構でございます。

続きまして、最後になるんですが、市場のグラウンドゴルフ協会及びパークゴルフ場要望についての質問をさせていただきます。

阿波市では、吉野、それから土成、林、それから伊沢、久勝、大俣、市場西、市場東の8カ所の協会がございます。私が所属しておるのは市場東グラウンドゴルフでございます。時々皆さんのお話からいろいろございますが、このグラウンドゴルフ協会に加盟しておるのは200名余りの方でございまして、健康維持はもとより、やはり人と会うていろいろと話をすることによってぼけ防止にもなるし、また世間のこともよくわかるというこ

とで、非常にこのグラウンドゴルフも盛んに今現在開催されておるのが現状でございます。

そこで、グラウンドゴルフ場並びにパークゴルフ場の設置をお願いしたいわけございまして、設置場所は市場町上喜来字開ノ口地先、6, 790平米であります。

そこで、まずこれが四国三郎郷と言いまして、これは美馬市にあるわけでございます。それから、これが貞光にあるわけでございます。これが藍住にあるわけです。ほんで、先ほど申し上げましたように、阿波市市場町上喜来字中佐古1063地先、同字開ノ口1257地先、6, 790.5平米。これが徳島県東部県土整備局吉野川庁舎施設管理担当課長—————（6字取り消し）のご署名でございますが、いただいておりますのがこれでございます。これでございます。ここにお願いしたいわけでございます。

そこで、実はグラウンドゴルフというのは大体皆ボランティアでやっておるわけございまして、我々も同様でございますが、合間時間つぶしがたくさんございまして、手入れ等々につきましては自前でやっておるのが現状でございます。先般グラウンドゴルフ習っておる方々にご相談申し上げ、また会長あたりに申し上げたところ、用地があり埋め立てをしていただき、また材料をしていただいたらあとは皆ボランティアでやるというようなお話がございまして、実は私も、二、三の人間にご相談申し上げましたところ、機械は貸してあげようとかいろいろうれしいお話も聞きました。

そこで、非常に阿波市も財政が厳しいわけでございますので、どうぞよろしく願いするとともに、先ほど申し上げましたように、開ノ口から本日お越し賜っておりますが、大俣老人クラブ会長坂東直道さんから阿波市長野崎國勝様に対しまして要望書が出ておるわけでございます。これにつきましては、開ノ口のこれに加工土をはめてくれと。去年が22年度に2tダンプで3杯か4杯はめていただいたんですが、入れたら入れっ放しでもう知らん顔と。—————、—————、—————  
—————、—————、—————  
—————

一、（110字取り消し）ただお願いしたいのは、県下で阿南市に次ぐ財政も豊かということでございますので、この際思い切って他の町村に負けないようにパークゴルフ場兼グラウンドゴルフ場の設置をお願いしたいと思いまして、今回このような項を出した次第でございます。ひとつ陣中察していただきまして、ご答弁をいただけましたら結構と思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） 9番樫原議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の市場町グラウンドゴルフ場及びパークゴルフ場についてという項の中で、市場町上喜来開ノログラウンドゴルフ場の整備、それからパークゴルフ場の設置についてのご質問でございますけれども、要望箇所の市場町開ノ口にあります県からの専用を受けた場所ですが、この土地は総面積が6,800平方メートルあります。そのうち、現在グラウンドゴルフに約半分ぐらいを使用していると思っております。残りの3,000平方メートルがパークゴルフ場としての使用が可能だというふうに思われます。

しかし、パークゴルフ場の設置をする場合には、一般的には日本パークゴルフ協会の認定というのがございまして、まずコースの数が18ホール以上、それから面積は7,000平方メートル以上というふうな基準がございまして、また、県内のパークゴルフ場の設置状況を見ますと、議員の先ほど質問の中で説明があったとおり、現在県内には4つの施設がございまして、これらはすべて公園整備事業や河川整備事業というふうな事業によりまして設置をされたものでございまして、その中でも、藍住町の河川敷運動公園パークゴルフ場や、また貞光のパークゴルフ場につきましては、両方とも2万平方メートルの面積を有しております。そして、パークゴルフ場単独ではなくて運動公園や自然公園、それから道の駅といったようなほかの施設と一体的に整備されたような状況でございまして、ご要望の開ノログラウンドゴルフ場の整備とパークゴルフ場の設置につきましては、パークゴルフの市民のニーズ、それからグラウンドゴルフの利用状況等を把握いたしまして、また設置場所の現状、そういったことを十分に調査いたしまして、それから先ほどボランティアをしていただけるといふようなお話もございましたけれども、このような設置方法につきましても十分今後研究をしてみたいというふうに考えております。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 樫原賢二君。

○9番（樫原賢二君） ただいま西村教育次長から前向きにとれるようなご説明がございました。そういうことで、会員の皆様にもお勧めをしていただけるものと、こう思うとるわけでございまして。急ぐのは、開ノ口の現在使用しておるこの16日に阿波郡の試合があるそうでございますが、ちょうど日開谷川は東の川底が上がってしましまして、ほんで堤防にちょっとの水害が出ましたときには、恐らく今度は大俣地区田園地帯に水が流れていくような状況でございまして、また西側の堤も昔からあるわけでございますが、私実は

非常に心配しておるのは日開谷川のはんらんでなかろうかと。もし、あれを今の現状そのまま置いた場合に大変な水害が起きるんでなかろうかと、こう思うておる。その土砂を今回3,700平米のところ、くぼ地でございますので、そこへ県から許可をいただいて少々の予算でできるんでなかろうかと、質問をさせていただいたわけでございます。ご答弁はもう結構でございますので、今後建設課も十分検討をしていただきまして、開ノ口周辺が水害が起きないよう、また先ほど申し上げましたグラウンドゴルフ、パークゴルフ等々が順調にできますようお願いを申し上げまして、私の今回の質問はこれで終わらせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

○議長（吉田 正君） これで9番檜原賢二君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの檜原賢二君の発言の中で不穏当と認められる部分がありましたので、後刻会議録を調査の上処置することにいたします。

それともう一つ、各会派の長からいろいろ注意をされました。この場において公の場では個人的な問題は発言しないように特に注意をしておいてくれという要望がございましたので、一応この場をおかりしまして忠告をいたします。

終わります。

それでは、次に14番池光正男君の一般質問を許可いたします。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長のほうから指名がございましたので、ただいまから私の一般質問を始めたいと思います。

1番、1点目に防災について、2点目に新庁舎建設について、3点目に国民健康保険税について、4点目に特別職指定条例について質問をいたします。

1点目から質問をしてまいりたいと思います。

3月11日、東日本大震災が発生してから3月が過ぎました。津波による大災害でとうとい人命、財産が奪われました。お見舞い、お悔やみを申し上げたいと思います。

今回の大震災は、単に東北地方の出来事と見るわけにはまいりません。1つは、今日の

大量生産、大量消費という浪費型24時間社会でよいのか。異常な長時間労働や深夜労働をとめ、ささやかでも一家団らんがまともにとれる、人にも環境にも優しい社会、低エネルギー社会、こうした新しい社会を築く転換期になっていると思います。

また、東電を初めとする電力発電会社、歴代の自民党政権、今現在の民主党政権など、危険原発を政策的に推し進めてきた責任は免れないと思います。安全神話にしがみついていた結果、こういうことで人災と言わざるを得ないわけであります。大災害を想定しない、したがって対応マニュアルも訓練も設備も専門家も不在。そして、住民、自治体への適切な安全対策のない、機敏で情報開示もできない状態で、ないないづくしの状態に陥った40年の原発の歴史と言えます。日本から原発の危険と恐怖をなくし自然エネルギーの転換へと進めていくことが国民的課題となっていると思います。世界でもいち早くドイツ、スイス、イタリアは原発をなくすことにしております。

さて、質問でございますけれども、1点目に、学校や公共施設の耐震化及び木造住宅の耐震化の促進、これはリフォーム制度を毎回質問もさせてもらいました。それに基づいての答弁ももらいたいと思います。2点目に、生活道、道路、橋の修繕、長寿命化の促進、3点目に河川はんらん、土砂崩れなどの危険箇所の把握と改善、4点目に避難箇所と避難通路、案内板などの整備と周知徹底、訓練のことでございます。また、5点目には、東日本大震災で発生したごみ、廃棄物の処理に関して中央広域環境施設組合での受け入れ態勢についてでございます。

1つに、一般廃棄物と事業系、そして産業廃棄物の区別は、その原初状態においてきちんと区別されると思いますが、ごみ収集時において一般廃棄物のみを特定ができ、収集をしておられるのか。

2つ目には、収集時において一般廃棄物のみ特定することができ収集できたとしても、その集めた一般廃棄物を運搬する過程においてその内容物が中央広域環境センターに搬入されるまでの間、同一物として確認できる仕組みとなっているのかどうか。言えば、運搬中に中身が取りかえられるおそれがあるが、未然に防止策はあるのか。いわゆるトレーサビリティの仕組みはされているのか。これは履歴になろうかと思えます。

3点目に、それらの2つの問題がクリアされたとしても、その一般廃棄物は例えば放射能汚染、有害物質が付着したものがあつては、中央広域への持ち込み、処分も法的な観点からできないはずであります。管理体制やモニタリングの仕組みはされているかどうか。これに準じてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 池光議員のご質問に、1点目の学校や公共施設の耐震化及び木造住宅の耐震化の促進についてということで、総務部の関係から答弁させていただきます。

阿波市の公共施設のうち、地域の集会所、コミュニティーセンター等は約90施設ですが、その約4割が昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の施設であるため、建物によっては現在の耐震基準を満たしていない可能性があります。また、市役所庁舎は十分な耐震性を有していないため、建てかえを行うこととなっています。阿波市における木造住宅の耐震化は、平成20年度総務省統計局住宅土地統計調査による推計対象戸数は4,850戸であり、うち耐震診断を受けている戸数は平成16年度から23年度までの累計で218戸です。耐震化診断進捗率は4.5%であり、うち耐震改修を実施した戸数は平成22年度までの15戸です。診断を受けた結果、改修が必要であると認められた場合でも、改修に係る費用に二の足を踏んでいるのが実情でございます。

阿波市の耐震対策としての緊急雇用対策事業で雇用した4名を、昭和56年5月以前に建築された家屋に耐震診断の実施を直接訪問し啓発を行っております。今後は、東北大震災の影響もあり、診断、改修ともに増加すると思われますので、CATVや広報阿波を活用し、より一層の啓発活動を行えるようにしたいと考えております。また、自治会長会、自主防災組織説明会及び自主防災組織訓練に出向き、耐震化の依頼を行っていきたいと考えております。

東海、東南海・南海地震の3連動に備えた木造住宅の耐震化が急務となっております。県の耐震リフォーム支援事業が拡充される報道がされておりますので、県の防災対策施策と連携し、助かる命を助けるを目標に掲げ、阿波市の防災対策を推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） 14番池光議員のご質問で、防災についての中で学校の耐震化及び耐震化の促進についてお答えしたいと思います。

学校施設の耐震化につきましては、合併後の平成19年度より工事に着手して、市内にあります学校施設61棟のうち、耐震化の必要な42棟、これを順次I s値、構造耐震指標というんですけれども、その低い施設から順番に工事を進めてきております。平成23

年度で5棟を実施いたしますと、全体の77%が耐震化率を達成するということとなります。阿波市の学校施設は、一般的にはI s値が0.6以上あればよいということになるんですけども、災害時におきます避難所としての指定がされておりますので、安全性の分類で構造体が2類ということになりまして、1.25倍の強度が必要となります。そのため、耐震設計を0.75で行っております。大きな地震にも耐えられるようにいたしております。

耐震化の促進についてでございますけれども、計画的に順次進めております。平成24年度で5棟、平成25年度で4棟、平成26年度で5棟実施いたしますと、学校の施設の耐震化につきましては100%完了することになっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 板東建設部長。

○建設部長（坂東 博君） それでは、14番池光正男議員の学校公共施設の耐震化及び木造住宅の耐震化の促進、続きまして生活道、道路橋の修繕、長寿命化の促進並びに河川はんらん、土砂崩れなどの危険箇所の把握と改善ということで質問をいただいております。

まず、木造住宅の耐震化の促進ではございますが、これにつきましては昨年の12月議会に答弁いたしておりますように、本市では耐震改修の補助、介護保険制度によるバリアフリー化、昨年からはリフォーム改修に関連のある太陽光発電システムの補助制度も新設し好評をいただいております。総合的な窓口としては、建設部住宅課において取り組んでおります。

さて、リフォームの制度を創設してはどうかというふうなご質問の内容だったと思います。地元の中小企業者が非常に困窮している現状は、我々は認識はしております。地域経済の活性化は重要と考えておりますが、個人住宅に対する助成は耐震化などの安全対策やCO<sub>2</sub>削減に資する省エネ、それから環境対策など、政策目的にかなうものが優先課題でなければならないというふうに考えております。現在、住宅リフォーム制度に取り組んでいる市町村につきましても、1年ないし3年の期間を限定した補助制度であります。市単独事業となるため、今後の交付税の動向や他市の取り組み状況を参考にしながら、調査研究をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、生活道、道路橋の修繕、長寿命化の促進でございますが、生活道、道路橋の修繕、長寿命化の促進につきましては、生活道路のネットワークの安全性、信頼性の確

保を行うためには、道路橋の修繕を計画的に実施する必要があります。今後、道路橋の老朽化に伴い、大規模な修繕やかけかえの時期が集中し、迂回路などの交通規制や通行どめによる道路ネットワーク機能の低下に伴う社会的影響の発生及び修繕やかけかえ費用の増大による財源確保の困難さが予想されております。平成22年度に阿波市橋梁長寿命化検討委員会を設置し、21年で調査しました橋梁点検の資料をもとに、対象橋梁となった185橋の長寿命化修繕計画を現在策定をしております。長寿命化修繕計画の策定により生活道のネットワークの安全性、信頼性の確保、橋梁の耐用年数の延長、維持管理コストの縮減及び必要予算の平準化を目的として、橋梁の長寿命化を促進していきたいというふうを考えております。修繕等につきましては、先ほど江澤議員にお答えしましたように、23年度に補助事業の要望を行い、24年度から事業を実施していく計画でございます。

それと、河川のはんらん、土砂崩れなどの危険箇所の把握と改善ということでございます。

毎年県の管理河川、それと市の管理河川がございしますが、特に県河川管理については毎年しゅんせつ等の要望をしているところでございます。昨年、22年度には、熊谷、大谷川の合流地点、それと五明谷川、九頭宇谷川、それと柿ノ木谷川のしゅんせつ等を行っております。それと、先ほどの質問で日開谷の箇所が上がっておるというふうなこともありましたが、日開谷につきましては現在できておりませんが、引き続き県に対して要望を重ねていきたいというふうを考えております。

それと、土砂崩れなどの危険箇所の把握ということでございます。

現在土砂崩れなどの危険箇所につきましては、次のとおり指定をされております。地すべり危険箇所が18カ所、1,191ヘクタール。続きまして、急傾斜地崩壊危険区域が257カ所、土石流危険溪流63カ所、それと砂防指定地88溪流、山地に起因する危険箇所205カ所となっております。また、土石流や急傾斜地の崩壊などの土木災害区域としては45カ所指定されております。住民に対する周知といたしましては、人家が多く危険箇所が多く存在する市場町日開谷地区と阿波町の伊沢谷地区の土砂災害ハザードマップを作成し、阿波市ホームページに掲載をしているところでございます。

また、大雨警報発表中には、降雨予測に基づいて警戒基準に達し重大な土砂災害の危険が高まるときが、また高まったときには、气象台と徳島県とが共同して土砂災害警戒警報を発表し、市もそれに準じて市民に呼びかけております。改善工事につきましては、全区域において同時に施工することは非常に困難でありますので、人的被害の軽減を最優先に

考え、台風や大雨による危険度が高い箇所から県営の砂防事業や治山事業、防災対策緊急事業などの工事を実施しているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 続きますして、4点目の避難箇所と避難通路などの整備と周知徹底について答弁させていただきます。

阿波市地域防災計画で指定している避難場所、避難所は、広報阿波5月号や阿波市ホームページ等でも公開しているとおり、現在市内の63カ所を指定しております。避難場所は、災害時における火災、地盤災害等から住民の生命、身体の安全を確保するため選定しており、災害発生後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を滅失するなど、引き続き救助を要する住民に対して収容保護を目的とした施設の提供が必要となるため避難所を指定しております。

この避難場所、避難所の指定も含め、現在地域防災計画の見直し作業を行っております。その見直し作業に、水害時、地震時の避難所等の区別を行い、災害に合わせた避難所、避難場所の整理を予定しております。実際に、災害勧告等を行う場合には、避難所等を指定した避難を呼びかけることとしており、その災害の種類に合わせて避難する場所が変わります。このため、水害時には水害被害のない避難所を指定し避難を呼びかけております。地震時には、避難所が被災している可能性があり、避難路を通り避難場所である避難所のグラウンド等へ避難していただくことになり、地震による被害状況を確認して避難所に入っていただくこととなります。

しかし、避難路については全国的に見て過去の災害で経験しているように、あらかじめ決められた避難路を通して避難することが必ずしも適切であるとは限りません。このため、平時にケーブルテレビの文字放送により家族防災会議の開催を呼びかけ、各家庭において避難の方法や幾つかの経路の想定、危険箇所を点検しておくこと、家族が集まる避難場所、避難所をあらかじめ複数決めておくとともに、あらかじめ家族で決めた避難所等へ複数のルートを使い避難する訓練が非常に重要であると再周知をしてまいりたいと思っております。

また、避難所等に指定している場所の案内板につきましては、現在民間団体が避難場所についての表示をし設置しているところもありますが、避難所等の再点検時に案内板が必要な建物等には避難場所である表示板の設置も今後検討してまいりたいと思っております。

また、ソフト面では、教育委員会部局と連携し、今後30年で発生確率が60%程度となった南海地震に対し、子供を動かせるのは親、親を動かせるのは子を信念として、小・中学校等の生徒を通じ家庭防災意識の周知ができるよう、小・中学校での各種訓練を重点課題として市民の避難に対する心構えを周知してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 池光議員の一般質問、防災についての5点目であります。

東日本大震災で発生したごみ、廃棄物の処理に関して、中央広域環境施設組合での受け入れ態勢についてご答弁をさせていただきます。

ご質問の中で、東日本大震災で生じた廃棄物について、広域処理をする際の管理の仕方や確認の方法などについて不安があるとのことでございました。中央広域環境施設組合に確認をした状況は次のとおりであるので、ご報告をさせていただきます。

東日本大震災により生じた廃棄物を全国的な処理体制のもとで進めるため、平成23年4月8日付で国より徳島県知事に対し、廃棄物の受け入れ処理の協力依頼がございました。この協力依頼のもと、県より災害廃棄物の受け入れについて調査依頼があり、中央広域環境施設組合としましては一般家庭から排出される可燃ごみに限定して年間最大1,170トンの受け入れが可能であることを回答したところでございます。この年間最大受け入れ可能量は、現在の運用状況等により算定した量で、1日最大受け入れ量は10トンから20トン、週30トンまでとなっております。

なお、実際の受け入れに際しましては、施設のごみピットの有効容量があることや曜日によって2市2町の搬入車両に差があるため、搬入方法や搬入日の指定などの受け入れ条件を付しているところでございます。

災害廃棄物の搬送方法としては、遠距離のためコンテナを利用した鉄道貨物、船舶輸送等が想定をされております。受け入れ協力を表明しましてから約1カ月が過ぎますが、収集、運搬処理等の方法などについて、現在のところ国から具体的なものが示されていないのが現状でございます。今後、受け入れ要請があり、搬送方法、受け入れ量等が確認できれば、中央広域施設組合周辺住民の方へ説明会を実施した上で、災害廃棄物の広域処理体制への協力を実施していくことになります。

また、福島県内の災害廃棄物につきましては、平成23年5月2日付で環境省のほうか

ら、避難区域及び計画的避難区域での災害廃棄物の移動及び処分は行わない。浜通り地方及び中通り地方の災害廃棄物は仮置き場に集積し、汚染状況のモニタリングを行った上でその後の処理方法を検討するなどの方針が出されております。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項では、廃棄物に対する定義がございまして、放射性物質及びこれによって汚染されたものを除くとされております。汚染されたものは廃棄物でないため、市町村はもちろん一部事務組合でも処理できないこととなっております。今回広域処理を予定されている廃棄物は安全性のある廃棄物でありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今担当課から答弁がありました。

1点目の学校の耐震化及び耐震化の促進ということは、これは学校生徒が安心して勉強ができる環境づくりをつくらないかん。これには最大限の努力して、一日も早い対策、完了するように要望しておきたいと思えます。

また、木造住宅のリフォームの助成制度について、私も今まで要望したわけなんですけれども、既に実施されている太陽光発電設置とか住宅耐震化への補助金にとどまらず、個人住宅の屋根とか外壁の張りかえや塗装、台所、ふろなどの水回りの改修、また畳がえや廊下の改修、多様な項目を対象とした地震対策としてタイアップすれば、地震を含む災害に強いまちづくりを目指してもらいたいと思えます。市民にも地元施工業者の皆さん方にも喜ばれ、かつ地域の循環型経済効果に役立つと思えます。そういうところにしっかりと市の予算を使ってもらいたいと思えます。

また、2点目の生活道、道路橋の修繕、長寿命化の促進ということですが、今部長のほうから答弁をいただきました。特に、生活道は日常には欠かせないところでありますが、県道、市道を問わず、まだまだ補修、改修をしていないところが数え切れないほどあります。よく調査して、生活道として安全対策をとってもらいたいと思えます。

橋についても、計画に基づいてやっていることですが、1つ間違えば人命も失いかねない、また長時間の通行不能にもなる、こういうこともありかねないと思えます。一層の長寿命化に対する施策を引き続いて講じていただきたいと思えます。

それから、阿波市というところは、阿波、市場、土成と山間地が多いわけなんですけれども、大雨などの台風時にはもういつも心配が絶えないところであります。河川等

などのはんらんなどに対しての対策、多くの問題が残っているというのも事実であります。答弁もありましたが、砂防、治山事業、災害防止対策を、今後においても一層努力、推進していただきたいと思います。

また、避難箇所と避難通路、案内板などの整備と周知徹底ということで、こういうことは、避難場所については人命を守る立場から徹底した立場で臨んでいかなければならないと思えます。これについても、もう答弁は結構です。

それと、東日本大震災で発生したごみの処理に関して、中央広域環境施設組合での受け入れ態勢ということで、今部長のほうからも答弁がございました。一番心配されるのは、今放射性物質及びこれによって汚染されたものをついていうところにあつたと思うんですけども、これは受け入れないということでございますので、それはそれで結構でございます。しかしながら、受け入れ依頼要請があつた場合、搬送方法とか受け入れなどが確認できれば、答弁のとおり中央広域組合の周辺住民の方への説明は必ずやっていただきたいと思えます。まだまだこういったことでその周辺の方々はいろんな形で心配しているところがありますので、その点は忘れなくしていただきたいと思えます。

そういうことで、受け入れるとした場合に一番この市民の皆さん方が心配されたのは、放射能汚染とそのほかの有害物質が付着したごみを収集し運搬してここの中央広域で焼却処分されるとなったら、収集に従事する者にも被曝のおそれがあること。また、運搬段階において放射能汚染、そのほか有害物質をまき散らす、あるいは飛散させるおそれもあること。そして、焼却処分については、放射能、そのほかの有害物質を濃縮させたり揮発というんですか、地域住民の命を危険にさらすだけでなく、子々孫々末代までわたって悪影響の及ぶことがもしも持ち込まれたことであれば想像ができるわけでありましてけれども、その辺のことは中央広域環境組合は責任を持ってやっていただきたいと思えます。

この件はそれで結構です。今申し上げました質問事項は終わりたいと思えます。

続きまして、新庁舎建設についてでございました。

新庁舎建設については、前からも発言してまいりましたが、予算規模、もうそろそろ見えかけてきましたが、莫大な費用がかかるということもご承知のとおりであります。私もいまだに新庁舎建設についても異論、異議を持っております。総額50億円から55億円、給食センターは14億円ぐらいかかる、必要とされると言われました。その周辺にも、またそれに見合った費用もかかる。全部合わせたら、周辺対策ですか、相当な額になることもご承知のとおりであります。合併特例債を全部受けられたとしても、地方交付税

を減額されたらどうなるか。それも当然あることだと思います。大震災に遭われた復興支援も全力を掲げていくのも今の政府の責任としてやっていくことでしょう。

こうすることで、新庁舎を中止しても市民に批判を受けることも今はないと思います。しかし、今理事者側は用地取得から始めようとしている段階であると説明がありました。質問ですけれども、3月議会で50億円から55億円を想定した説明もされたけれども、市民に開かれた情報提供もすべきでないかという1点目と、2点目に、建設ありきで進めてきた結果、市民に理解が得られてない状況にあると思うのですがどうでしょうか。3点目に、切幡古田地区に場所を決定したが地質調査等がされたか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 池光議員の新庁舎についてということで答弁させていただきます。

まず、1点目の市民に開かれた情報提供もすべきでないかということについてですが、庁舎建設につきましてはこれまでも市民にわかりやすく情報もどんどん公開すべきであるとの考えから、平成21年6月には新庁舎の建設を検討するに当たり市民の皆様からのご意見をいただく阿波市新庁舎建設市民懇話会を設置し、新庁舎建設の基本的なあり方や新庁舎に取り入れるべき機能等について協議検討をいただき、会議を通して出された意見や提言を報告書としてまとめて提出していただきました。そして、この報告書の提言内容を踏まえ、総合的に判断しながら庁舎建設基本計画を取り決めた経緯がございます。また、広報阿波を通じましてできる限りの情報提供に努めており、これまでに14回の掲載を数えております。しかしながら、まだまだ市民参加の機会が少なく、情報発信だけにとどまっているとのご指摘もありましたので、いよいよ本年度から着手してまいります基本計画の計画に際し、市民の皆様が利用できる機会の多い共有空間部分、いわゆる案内、窓口、市民ロビー、交流スペース等について、市民参加により市民の視点から見た情報の提供や意見交換を行う市民と行政との協同による仮称新庁舎建設アドバイザー会議を設置し、その意見を可能な範囲で設計に反映できるようにしたいと考えております。なお、こうした事業の進捗状況につきましては、広報紙等を通じ市民の皆様にも広くお伝えしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の建設ありきで進めてきた結果、市民に理解が得られていない状況にあると思うがについてでございますが、1点目の質問の中でも答弁させていただきましたよう

に、今後におきましても情報発信はもとより、情報を共有し互いに考えていく情報交換の場をつくり、市民の皆様とともに阿波市ならではの拠点づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、3点目の切幡古田地区に場所を決定したが、地質調査等をされたかについてでございます。

3月に発生いたしました東日本震災の惨状はいまだに生々しく脳裏に焼きついており、大地震という自然エネルギーのすさまじさに非常に脅威を感じているところであります。今後30年以内に60%の確率で発生すると予想されている南海地震を初め、四国を東西に貫いている中央構造線断層帯の存在はご存じのとおりと思います。中でも、中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東側から和泉山脈の南口、淡路島南部の海域を経て四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯であるとされております。本県では、鳴門から池田、川之江に向けて東西方向に中央構造線の断層帯があり、阿波市内も過去の断層に伴う断層が見つかっております。建設候補地の周辺では、候補地より1キロほど北へ上がった市場町上喜来地区周辺を通り、東西方向に伸びる父尾断層があります。文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部の調査によりますと、この断層においてはこれまで多くの地質専門家による調査が行われておりますが、その調査結果を要約しますと、最近の活動歴は400年前の西暦1600年ごろで、その1つ前の活動が今から約2000年前、つまり西暦元年とされており、平均活動間隔は1000年から1600年と言われております。したがって、次は最短で西暦2600年ごろとなり、400年から500年後と想定されます。

このようなことから、今後の地震発生確率は100年以内ではほぼゼロから2%となっており、地震の発生率は非常に低いと考えられております。また、建設候補地における調査につきましては、計画敷地の地層構成を全体的に把握し、建築物の設計を行う上で必要となる地盤資料を得るためにボーリング調査を行うようにしております。よろしくご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 1点、2点目は、ほかの方も何回も何回も答弁していただいて再問もいたしませんけれども、3点目のこの切幡地区に場所を決定した、こういうところで今の部長のほうから、地震は本当に起こらないというように聞こえるような答弁でござ

いましたけれども、こういう資料があるんです。これは地域活動断層調査会委員会の構成と言いまして、委員長が京都大学大学院理学研究所教授、副委員長に広島大学文学部教授と、あと5名の方がこういうふうな委員で調査をしておられております。その結果、もうこれ一つ一つ読み上げるわけにいきませんので、こういうことが言われております。今この答弁の中でありましたけれども、その再来感覚は1100年から1700年程度と考えることから、県内の中央構造線全体に及ぶ断層活動は当面差し迫っていないと判断される。ただし、最新の活動時期から経過年数が400年から450年でも、マグニチュード7程度の地震を発生させるエネルギーは蓄積されていると考えられ、小活動区が単独で活動する可能性はあると書かれております。ということは、こういうことは0.2%っていうんですか、こんな低い数字でないわけなんですよ。もっと高いという、ありますよね。これも一応頭に入れておいてもらいたいと思います。

それで、市長にお聞きしたいんですけども、調査はこれからだと。調査一切されていない。これは、建設として大事なものでございますので、庁舎建設にはちょっと時期尚早じゃないかと思えます。言わざるを得ないと思えます。その理由としても、東日本大震災クラスの大地震が発生したとして、その新庁舎には大地震に十分耐えられるだけの建築構造物としての耐震性を満たしていなければならないことは言うまでもありませんが、それ以前にその基礎であるところの地盤が地割れなどが起こらない立地であるかどうかの方がより重要であろうかと思われる。もし、地割れなどが起きれば、その影響は当然建物に及ぶはずですから、まずは立地の地盤が問題ないか問われるはずですが、その問題がクリアしてから耐震性の設計の問題が順序として来るはずですが、こういう点は市長はどういうふうにご考えられておるかということと、もう一つが、ボーリング調査を置かない予定にしておると。答弁はそうと言われておるんですけども、この地質調査をこれからすることということですけども、万一ボーリング調査で不适当という結果が出た場合はどうするか。その2点、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 初めに、遠度部長のほうから中央構造線の関係と庁舎の古田の建設候補地ですかね、その関係、あるいは地震が起こった場合にどんなんなのかというような回答をしたわけですが、2番目の質問として、今の庁舎建設予定地が地盤に問題ないかともう一点、ボーリング調査して不的確なところがあったらどうするのかという2つの質問がありました。

庁舎建設の予定地の地盤に関する調査でございますけれども、現在作付されております農産物、ブドウ畑等々でございますけれども、収穫が終わりまして、本年の9月から10月にかけて地権者の了解をいただいた後に地盤検査、ボーリング等も含めて実施したいと考えております。

議員ご指摘のとおり、建築物の基礎となる部分の地盤の状況については大変重要な要件であると思います。その状況によって設計等も大きく変わってくるわけでございますが、用地広うございます。事前に建築位置の、まず詳細を決めなきゃいかんかな。基礎設計の段階ですかね。この段階で決める。その後、ピンポイント的なボーリング調査を実施していく。そんなスケジュールになっております。そのピンポイントのボーリングですけれども、建物自体直接基礎でやるのか、あるいはくい基礎でやるのか、いろんな基礎の工事の形が決まってくるんじゃないかと考えております。現在発注の手続を進めておりますけれども、このあたりの関係を基本設計の中で、業務の中でボーリング調査、あるいは土質の調査等々を進めたいと思っております。

なお、参考まででございますけれども、古田の交差点、すぐ隣ですけれども、あそこの橋、橋脚工事、県がやっていますが、随分長いことかかりましたけれども、このときのボーリング調査やってるんですが、特に大きな問題はなかった。だから、今の建設用地が問題がないとは言い切れませんが、とにかく参考になるんじゃないかと考えております。いずれにいたしましても、基本設計の段階で当然ピンポイントのボーリング調査等々を行う予定にしております。

それと、もう一点、ボーリング調査で不適正な用地が悪い、どうにもならんというような話もあるんだろうと思いますけれども、それは建築のほうの技術でいろんな対応ができていくんじゃないかと考えております。よろしくご協力、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） これは一番心配されるのは、建設地には皆さんもご承知のとおり中央構造線があります。断層が及ぼす影響、評価の調査などが行われていなければならぬはずだと私もそう思っておりました。今市長のこれからするんだということで、このあたりは心配ない、一概には言えんと、そういう答弁でありましたけれども、これが建設が適地とは私は言えないのではないかと思います。調査する必要がないと申されておられませんので、もうそれ以上のことは申しませんが、地割れが起こったり新庁舎が完成

して損壊した場合、市長以下推進した人たちも責任をとってもらわないかなど。これが一般的な皆さんの考えだと思います。

そういうことで、私はこういったことは事前にやっつくべき、調査はすべてやっつくべきと、そういうふうに申し上げておきたいと思います。これは、この点で結構です。

続きまして、国保の税に対する問題ですけれども、支払い切れる制度にするにはどうしたらいいのか、1点目と、2点目に国民健康保険税は将来的にはどうなるのかということでございますけれども、高過ぎる国保税が全国どこでも大問題となっております。所得300万円、4人家族の国保税は、例えば札幌市では45万6,500円、大阪市では42万8,700円、福岡では46万8,900円というように、負担に耐えられない事態になっているわけです。

また、平成21年度、課長のほうからお聞きしましたら、所得150万円、4人家族で39万4,300円。市においても高過ぎるっていう市民の皆さんのご意見、たくさんございます。県下では、徳島に続いて2番目であると。市民の皆さんからどうにかならないかという意見が多く出ております。それにこたえるべき施策が現在求められているのも当然なことだと思います。生活困窮で無保険になったり保険証が滞納で受けられなくて医療機関へ受診がおくれたために死亡したと見られる全日本任意連という調査で行いました結果、昨年1年間に71人という人が亡くなったと。非常に、残念で深刻な事態となっております。

国民健康保険は、社会保障及び国民保険の向上、国保第1条2を目的として国民に医療を保障する制度であります。そういうことで、今申し上げました1点、2点のお答えをしていただきたいと思います。

○議長（吉田 正君） 暫時休憩いたします。

午後4時26分 休憩

午後4時27分 再開

（13番 稲井隆伸君 退席 午後4時27分）

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 池光議員の一般質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は国民健康保険税について、1点目は支払い切れる制度にするにはどうしたらよいかというご質問でございます。

最初に、国民健康保険制度の概要と本市の現状について説明をさせていただきます。

国民健康保険制度は、病気やけがに備えて加入者の方がふだんから保険税を負担し、いざというときの医療費の自己負担を軽くしようという助け合いの制度であります。こうした制度があることですべての人が安心して医療機関にかかることができます。

国民健康保険会計は、本来独立採算の特別会計であり、国、県、市の補助金と加入者の方に負担していただく保険税により賄うべきものでありますが、医療費は年々増加傾向にあり、加えて後期高齢者への支援金、介護納付金の増加もあるため、どの保険者においても厳しい財政運営が続いておるところであります。

本市におきましても、国保会計に一般会計からの法定外繰り入れを行っておりますが、この繰り入れについても限度があるところでもあります。国保会計を健全に運営していくには、医療費の支出状況に応じて変動する歳出に見合った歳入を確保する必要があります。言い換えれば、国保財政の健全化のためには、歳出の主たる要因である医療費をいかに抑えられるかがかぎであるとも言えます。医療費を抑制できれば、それを賄う保険税を下げることもおのずと可能となってまいります。

このため、本市におきましては、医療費の削減を図るため特定健診や健康指導などに積極的に取り組んでいます。やはり加入者の方お一人お一人が日ごろから健康管理に気をつけていただき病気にならないことが大切だと考えますので、ご理解をいただければと思います。また、国民健康保険財政が厳しいのは制度上の問題でもありますので、本市議会や市においても補助金の増額などの財政支援について、国に対し機会あるごとに意見書や要望書を提出しているところでございます。

支払い切れる制度にするにはというご質問ですが、先ほど申し上げましたように、国民健康保険制度は相互扶助の制度であり特別会計となっております。高齢化や医療費の増加などの問題もあり、全国の保険者において厳しい財政運営となっております。このため、厚生労働省においても制度改革の協議を進めているところではありますが、国においての何らかの抜本改正がなされない限り、財政的には今の厳しい状況が続くものと考えられます。

なお、国保税の課税につきましては、資産や所得に応じた課税をいたしておりまして、また低所得者の方には軽減制度も適用させていただいております。また、納税については、通常の納期ごとの納付が困難な方につきましては納税相談もその都度行っておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、2点目の国民健康保険税は将来的にはどうなるのかというご質問でございます。

ご存じのとおり、阿波市の国保会計は合併以降1億円前後の単年度赤字が続き、非常に厳しい財政運営となっております。これまで基金の取り崩しなどで収支を保ってまいりましたが、基金も底をつき、本年度やむなく税率改正を行いました。今回の改正におきましては、平成22年度決算見込みをベースに、23年度、24年度決算見込み額を推計し税率を改正いたしました。加入者の方の負担も考慮しての改正だけにこの改正ですべての赤字が解消できるものではございません。このため、今後平成24年までの2年間は、一般会計から毎年1億2,000万円の法定外繰り入れを見込む方針で総務部とも協議をいたしております。

また、国は後期高齢者医療制度を廃止し新制度に移行する方向を示しておりますが、今のところ具体的なことはわからず、不透明で情報も乏しい状況であります。今後、このような制度改正の動向や医療費の増加によりましては、税率等の見直しが必要になる可能性もあるかと思われませんが、この点ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今部長のほうから答弁ありましたけれども、相互扶助によって運営されていると申されておりますけれども、今さっきから申し上げておりますけれども、国保第1条では相互扶助とは一言も触れられておりません。社会保障及び国民保険の向上と明記されております。これはご承知のとおりでありますけれども、相互扶助と言いたくなくても言わざるを得ない状況に追い込まれているように聞こえます。

多くの市町村が国保税の高騰化を抑え自治体独自の減免などを行うため、一般会計から国保会計に繰り入れをしております。理事者側においては本当にこれを苦勞されていると思いますけれども、国の施策に忠実に従えば従うほど国保運営は成り立たなくなっていることは事実のとおりであろうかと思えます。これは、国保の財政悪化と国保料高騰を招いているもとの諸悪の根源は、国の予算削減であります。1984年、当時の自民党政府は医療費の45%とされていた国保への徹底国庫負担を38.5%に引き下げることにしたわけでありまして。その後も、国保会計の事務費や保険料、軽減措置などで国庫負担を縮小、廃止してきておりました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、1984年度の50%から今は半減しております。24.1%になっております。こうした国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と一体に進んだことが実態を一層深刻にしているわけで

あります。

そのように、低所得者が多く加入し、保険料事業にし負担もない国保は適切な国庫負担なしには成り立たない。これはかつて政府も認めていたわけなんです。ですから、こういったことは市町村会や市長の意見書は、昨年1年間だけで150件を超えるその多くが1984年の解約前の水準に戻すことを要求しているわけでありまして。全国知事会、全国市長会などの地方六団体も、昨年12月、国庫負担の増額を求める連名の決議を採択しておるわけなんです。そういうことで、一層にこの議会も国に上げて意見書を出していかなければならないと私も思います。そういうことで、国保財政が少しでもよくなるように努力をしていただきたいと思います。その件については結構です。

最後の質問になるわけですが、特別職指定条例に対してどう考えているかということでございます。

1つ目は、今や国家地方公務員の給与、ボーナス削減され、職員定数の削減まで行われる中、こういった形で条例を提案しておりますけれども、私もいささか疑問に思うわけがあります。同僚議員の質問があって、どんな仕事をするのか、何を目的とするかは答弁していただいておりますので申し上げませんが、1点目に政策監は内部起用をされるのか、また外部、また公募という起用の方法がありますが、どういうふうにするかははっきり答えていただきたいと思います。

2つ目に、政策監の仕事が市長の秘書の職務をつかさどるのであれば、現組織である総務部秘書課との整合性はどうかということでもあります。

1点、2点について答弁をしていただきたいと思います。

(13番 稲井隆伸君 出席 午後4時34分)

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 池光議員のご質問で特別職条例に関してでございますが、必要性とか目的については木村議員のところでも答弁させていただきますので、説明は省略させていただきます。

それで、政策監は内部か外部の採用かということ、まず1点目。これにつきましては、政策監の任命というのは、本条例が議会で可決された後、市長が適任者を選任することになりますので、今は外部、内部とも申し上げることはできないかと思っております。

それと、秘書課との関係はということですが、この政策監というのは、市長、

そして副市長があり、特定の課に属するわけでないですし、秘書っていうものはここで市長を補佐する秘書っていう形にはなっておりますけども、この秘書っていうのは、辞典で申し上げますと、要職にある人などに直属してこれを助け、また機密の文書や用務をつかさどる職ですよ、そういうこと。これは辞典でございますけども、政策監の役割というのは、以前も申し上げましたけども、本市が抱える重要行政課題である庁舎建設とか、例えばっていうことで今考えられることでございますが、庁舎建設とか給食センターとの統合などの行政課題に即応して行政政策を総合的かつ効率的に推進するために設置するものでございますので、秘書人事課には秘書っていう職務はありますけどもそれとは全然関係ございませんので。そういうことで、秘書っていうのはそういう役割。普通の秘書人事課の秘書とはちょっと違いますので、用語的にも先ほど申し上げましたけども、市長があつて副市長がいて、そして特定の重要施策についてかかわるのが政策監の仕事というぐあいになりますので、秘書人事課の秘書とは関係がないというぐあいに考えていただけたらとは思います。

以上です。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 阿波市には、れっきとした秘書課というのがございます。これは関係ないと言っても、これは理解できないところであります。

それで、地方公務員法第3条の中で、この4の項目でこの条例の中に入っております。地方公共団体の長、議会の議長、そのほか地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例に指定するものと。秘書となっておりますけれども、ここら辺が私には全く理解ができません。政策監などはどういうふうにして置いたかよくわかりません。でも、そこら辺がわかるんであったら答弁してください。私はこれはちょっと納得できるところであります。

○議長（吉田 正君） 暫時休憩いたします。

午後4時43分 休憩

午後4時43分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認め、よって本日の会議時間は午後5時を過ぎる場合、延長することにいたします。

森本副市長。

○副市長（森本哲生君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ご理解いただきたいのが、一般職と特別職の区別でございます。秘書人事課につきましては当然のことながら、当該課の職員につきましては一般職でございます。今現在今回の議案として提出させていただいておりますのは、もちろん特別職としての政策監でございますので、まずその区分けをお願いしたいのが1つでございます。

それと、さきにご説明させていただいた際にいろいろ説明させていただいている中で、先例として本県の中では徳島県、それと阿南市において特別職の先例がございますと。その先例におきます根拠規定につきましては、今お示ししている地方公務員法第3条3項第4号でございますが、これを根拠規定といたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） わけのわからない、わけのわからないといえば私は法律の専門家ではありませんのでよく理解ができないのですけれども、今行政の効率化から広域、火葬、特養、消防、中央広域、環境施設組合、多くの事業について市長が手に負えんと。忙しくて手に負えないからといってそういう政策監を置いたのだらうと思うんですけれども、いろんな各事業においては各課が責任を持って遂行しております。今までどおり十分機能を果たしているのであるから、私は必要ないと思います。逆に、各担当課が政策監を置くことによって私は弱体化するのではないかと思うんです。おそれがあるのではないかと思うんです。

なぜかといいますと、優秀な人材の芽を摘んでしまうことも心配されると思います。命令系統が先走りするように私は思いますので、これについてはちょっと納得理解ができません。しかしながら、今の答弁ではそういうことでございますので、これで私の申し上げました質問、すべて終わりたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 正君） これで14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第72号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について

議案第 7 3 号 平成 2 3 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 7 4 号 平成 2 3 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 7 5 号 阿波市特別職指定条例の制定について

議案第 7 6 号 阿波市税条例の一部改正について

議案第 7 7 号 阿波市体育施設条例の一部改正について

○議長（吉田 正君） 次に、日程第 2、議案第 7 2 号から議案第 7 7 号までを議題いたします。

これより議案に対する質疑を行います。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 7 2 号から議案第 7 7 号までについては、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

常任委員長におかれましては、第 2 回阿波市議会定例会日割表に基づいて各常任委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、明後日 1 6 日は休会にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、明後日 1 6 日は休会に決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

1 7 日 1 0 時より総務常任委員会、2 0 日 1 0 時より文教厚生常任委員会、2 1 日 1 0 時より産業建設常任委員会です。

なお、次回本会議は、6 月 2 4 日午前 1 0 時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時 4 8 分 散会